

## むつ市議会第227回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成28年3月4日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）20番 村中徹也 議員

（2）24番 濱田栄子 議員

（3）1番 原田敏匡 議員

（4）14番 佐賀英生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ち よ 子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	遠 藤 雪 夫
代 監 査 委 員 表 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 括 監	花 山 俊 春
総 務 政 策 部 長	川 西 伸 二	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	柳 谷 孝 志	保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長 倉 長	松 本 大 志	大 所 大 管 理 課 長	坂 井 隆
協 野 所 野 舎 野 課 長	白 尾 芳 春	計 者 務 部 事 長	鹿 内 徹
		会 管 総 政 理 出 納 室	

選委事	理会長	杉	山	重	行	局長	委員局長	竹	山	清	信
農委事	業会長	工	藤	初	男	局長	部長	古	川	俊	子
公局下部	業長道長	川	森	浩	史	策進調	務部策監整長	光	野	義	厚
総政副総	務部事長	野	藤	賀	範	務進	部策監	氏	家		剛
財副管	部事長	村	田		尚	民政推	部策監	東		雄	二
保福政推	健部策監	井	田	敦	子	経副商課	部事光長	金	澤	寿々	子
建副都課	部事策長	佐	藤	節	雄	教委事政推	育会局策監	寺	島		誠
教委事副学課	育会局事育長	阿	部	謙	一	総政総総	務部課幹	中	村	智	郎
総政総課シ推	務部略長ク長	角	本		力	総政市民課	務部携長	立	花	一	雄
財財務課	部長	吉	田		真	財管総	部課幹	木	下	尚一	郎
民市又課	部民ツ長	樋	山	政	之	保福介課老憩福所	健部社長人家荘長	千代	谷	賀士	子
保福健康課	健部進長	工	藤	和	彦	経産課	部造長	吉	田	和	久

教委會  
 員務課  
 生部  
 市入主  
 建設  
 都政主  
 總政  
 總主

高杉俊郎  
 加藤昭広  
 黒澤幸太郎  
 栗橋恒平

務部課幹  
 設策  
 建都政主  
 務部課幹  
 務部民課查  
 務部課事  
 務部  
 策務  
 策務  
 策務  
 策務

杉澤一徳  
 飛内義雄  
 山崎学  
 小島勝

事務局職員出席者

事務局  
 長幹  
 主査  
 主任主査

柳田諭  
 佐藤孝悦  
 村口一也

次長  
 主幹  
 主事

濱田賢一  
 小山林睦子  
 山本翼

## ◎村中徹也議員

### ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

### ◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております議案第18号 むつ市過疎地域自立促進計画及び議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算資料の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元にお配りしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

### ◎日程第1 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより村中徹也議員、濱田栄子議員、原田敏匡議員、佐賀英生議員、工藤祥子議員、大瀧次男議員、中村正志議員、目時睦男議員、東健而議員、斉藤孝昭議員、横垣成年議員、菊池光弘議員、山本留義議員、石田勝弘議員の順となっております。

今日は、村中徹也議員、濱田栄子議員、原田敏匡議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

○議長（浅利竹二郎） まず、村中徹也議員の登壇を求めます。20番村中徹也議員。

（20番 村中徹也議員登壇）

○20番（村中徹也） おはようございます。むつ市議会第227回定例会において、私村中徹也が一般質問を行います。

まず、昨年の10月執行のむつ市議会議員選挙においては、多くのむつ市民のご理解をいただき、6期連続の当選をさせていただきました。心より感謝申し上げる次第であります。

昨年のむつ市議会議員選挙で、私は大きく4つのアジェンダを公表しました。1つ目は、議員定数の大幅な削減、2つ目は、議会の会議時間、現在の午前10時から午後4時までとなっている規則を午前9時から午後5時までにする、3つ目は、一年中議会を開く通年議会の開催、4つ目は、議員にタブレットを配布し、議会から紙の資料をなくす議会のペーパーレス、タブレット化を掲げました。その中の議員定数の削減は、ビリーフを同じくする議員とともに、大幅削減とはいかなくても、今定例会に4人削減案を提出予定でありますので、私といたしましては、一步前進をある程度評価をいたしますが、今後機会あるごとに議員定数の大幅削減を主張してまいりたいと思います。この7年以内には、私が考えている理想の議員定数14名にしていきたいと考えておりますので、市民各位のご理解をいただきたいと存じます。

さて、2月24日の開会日、市長の平成28年度一般施政方針演説について、少し意見を述べさせていただきます。

市長は、その冒頭に、「むつ市には何もない」というむつ市民の声を引き合いに出し、果たして本当にそうなのかと自問自答するかのごとく切り出しました。私は、その出だしに驚きと同時に、

感銘を覚えました。そして、「結びに」という最終章では、「ない」を「ある」に変えていくが、チャレンジは容易ではない、また「むつ市には何もない」が、もしそうならば、作り出せばいいと、自分を鼓舞するかのよう発言をしていました。しかし、現実問題である「常に財源不足という問題がある」との防御も忘れないところは、為政者として板についてきたのではないのでしょうか。

私も常日ごろ、「むつ市には何もない」と周りの人から言われています。しかし、それは実態像なのか、感覚的なものなのか、バーチャル的感覚の対比なのか定かではありません。確かに東京にあってむつ市にないものはたくさんあります。また、むつ市にあって東京にないものもたくさんあります。挙げれば切りがないくらいにありますが、そういう意味で「ない」と表現しているかといえ、少し違和感を覚えます。

一例を申し上げますと、東京生まれの東京育ちの若者が下北駅におり立ち、「何もない」と感嘆したとしましょう。東京生まれの東京育ちの若者が下北駅におり立ち、「何もない」と感嘆したとしましょう。一方、むつ市生まれでむつ市育ちのおきな人が東京駅におり立ち、「何もない」と感嘆の声を上げたとしましょう。この両者の「何もない」とのフレーズは、実は根底では重要なつながりを持っているのであります。ここに政策のヒントがあります。まさしく市長が述べた施政方針がその回答であります。

昭和から平成10年代ころまで、「何もない」を「何かある」にするために費やした労力は莫大でありました。しかし、そのことで地方が疲弊し、とりわけ過疎地の地方は「何もない」ということをそのまま「何もない」として売り出す政策に転換をいたしましたのであります。これが、「ある」と「ない」との政治思想であります。

これは、私が7年前、とある寄稿をいたしました。「ある」と「ない」の政治思想、少しご紹介をいたしましょう。実は、この「ない」に地方が翻弄され続けてきた。「ない（不満）」を「ある（満足）」にするために費やした労力といえば、鉄道、道路、ビル、教育、ダム、各種インフラ整備、格差、人口、環境等々、そして生活リズムさえも例外ではありません。しかし、昨今は何もないと言われた地方からの貴重なシグナルが目を引くようになってきた。まちおこしグループ、地産地消から地産他消、第6次産業化、郷土食フェア、カリスマの観光地売り込み、産直販売やネット販売、挙げれば切りがないほどに多くのアイデアを多くの何もない地方が発信をしている。我がむつ市も電力、食料、人材を供給し、何もない都会の豊かな生活を支えている。もっと自信を持って、もっと自慢していいと思うが、いかがなものか。

「襟裳岬」の歌詞に、「襟裳の春は何もない春です」というフレーズがあります。「何もない」と全国に歌で流されて、さぞマイナスになるかと思いきや、観光客が倍増したとの記事を目にしたことがある。正鵠ではないが、政策のヒントが隠されている今、「ない」を「ある」にする施策よりも、「ない」という宝物を売り物にする施策が求められている。この寄稿文は、私が7年前に寄稿した文章です。市長、「ない」と言われたら「ない」を売り込めばいい。あなたの施政一般演説のとおりです。予算はかかりません。「ない」と言われたら「ない」を磨けばいい。この議論については、いずれ市長と議論することを楽しみにして終わりたいと思います。

それでは、質問に入ります。さて、ことしの4月1日から、敷地内全面禁煙が実施されます。このことについてご質問いたします。

ちなみに、私はたばこを吸いません。正確には、12年前に、あることがきっかけでやめました。そ

の理由は、申し上げることはできません。誰が聞いても、口が裂けても申し上げることはできません。

当時私は、20本入りの「キャビンマイルド」というたばこ、当時は200円でした。1日5箱以上吸って、ヘビースモーカーと言われておりました。周りの人からは、「おまえはたばこを食べているのか」とまで言われたくらいに吸っておりました。それを12年前に、ぴたっとやめました。理由は申し上げます。

そういった私ですから、今回の質問は、たばこを吸う人、そしてたばこを吸わない人の双方の気持ちをしんしゃくしてご質問いたしますが、それにしても私が幾ら擁護しても、たばこを吸う人には分が悪い、いや、相当に分が悪いと言わざるを得ません。

たばこを吸ってはいけない施設や場所及び吸ってもいいが隅っこで吸いなさいというちっちゃい小屋をつくられる場所というのは、ほとんどあります。新幹線、電車、バス、公共交通機関、国や県、市町村役場及び関連施設、学校、病院、タクシー、デパート、百貨店、レストラン、高級すし屋、高級クラブ、ラーメン屋、焼き肉屋、高級居酒屋、挙げれば切りがないほどに、もう吸ってはだめなのです。そして、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック、ただいま全面禁煙の検討をしております。あげくの果てに、たばこを吸う人は採用しないという企業、いや、募集要項さえも渡さないという企業があらわれました。いわゆる門前払いです。そして、またまた驚くことに、4年制のほとんどの大学が敷地内全面禁煙であります。そして、その中の複数の大学では、たばこを吸う人は入学を許可しない、受験させないそうです。きちんと明記されております。聞けば聞くほど驚くと同時に、たばこを吸う人はますます肩身の狭い思いではないでしょうか。

某テレビ番組ではありませんが、「あなた、たばこをやめます、それとも会社をやめます」と言わんばかりで、昔のコマーシャルにもありました、「私はこれで会社をやめました」と。昔からたばこの物議があります。

とある有名なコメンテーターが、今後の潮流について分析をしておりました。「今後企業や大学においてたばこを吸う人の入社（入学）拒否は拡大するだろう。それに追随し、それほど主要でない施設も全面禁煙になるだろう。そして、東京都区内初め大都市圏全てでは、路上禁煙は罰金制度を適用し、既存の喫煙場所は撤去されるだろう。なぜなら、既にたばこを吸うことが当たり前、当然とされていたお酒と食事を提供する店のほとんどが全面禁煙（大都会、大都市）の方向を打ち出しているから」と言っておりました。いずれにいたしましても、たばこを吸う本人の健康、そしてたばこを吸わない人の健康、受動喫煙被害を考えれば、全国民が厚意的、肯定的に受けとめ、率先して実行しなければならぬとの機運のようであります。

そのようなことで、まず1点目の質問ですが、敷地内全面禁煙の「敷地」とは、ここの本庁舎、大畑庁舎、川内庁舎、脇野沢庁舎はわかりますが、そのほか学校及び教育関連施設、病院及び医療関連施設、消防及び下行関連施設、むつ市指定管理用地及び関連施設、公民館、公営企業局など、すなわち市が管理している施設の敷地または市有地全部も含まれると解釈してよろしいのでしょうか。

2点目、これに従わない場合の罰則規定は存在するのかという質問です。例えば我慢できなくて、庁舎の壁や敷地の隅に隠れて、またトイレで隠れて、あるいは駐車場にとめてある自分の家用車で吸った場合、またたばこを吸いたいがために、不要不急なのに敷地外に出て職務放棄した場合

は、適用する罰則は存在するのか。

3点目は、たばこをやめるよう指導するのか否かという質問であります。市役所職員でたばこを吸う人、十人十色です。例えばある職員は、「私は一日に10本程度だから市役所の拘束時間中は吸わなくても平気だ」、またある職員は、「勤務中は幾ら何でも我慢できないと思う。だからこれからはお昼休みにでも出て吸おうかな」、またある職員は、「これを機会にやめようかな」などさまざまな人がおります。ただ一辺倒に「たばこを吸うな」、「たばこをやめろ」と言うだけでは芸がなさ過ぎると思います。そこで、禁煙指導とあわせ、拘束時間の勤務時間中我慢できない職員のための対策をどのようにするのかをお尋ねいたします。

4点目、いわゆるたばこを吸う職員が、たばこを吸わないことによって起きるニコチン含有量の欠如による禁断症状を起こした場合の対応をお尋ねいたします。

5点目、敷地内全面禁煙と職員の職務効率向上の因果についてご質問いたします。今現在の市役所の、いわゆるたばこ時間を見ていると、上司に断ることをしないで席を離れてたばこを吸っている人が多いのではないのでしょうか。「ちょっとたばこを吸ってきてもいいですか」と断る職員はほとんど見られません。このたばこを吸う職員が、たばこを吸うために席を離れるのは、たばこを吸わない職員から見ると、職務放棄、勤務時間の不平等という不満が顕在しているようであります。でも、中には太っ腹の上司もおりまして、いつも頑張っているし、仕事もできるからと容認する姿もあります。太っ腹上司は別といたしましても、4月からはちょっと一服という、いわゆるたばこ時間はなくなりますので、たばこを吸う職員と吸わない職員も労働時間が平等になり、不満が解消されるものと思います。そこで、市役所として全

面禁煙による職務に与える効果や影響を検証してみたのかをお尋ねいたします。

6点目の質問は、たばこを吸う権利と採用条件と憲法の解釈についてであります。前段から種々述べているようなたばこの締め出し行為は、いずれも当時は波紋を投げかけておりましたが、過去において全てが法的に決着済みであります。ですから、今は問題視されることはありません。

まず、就職するときに、たばこを吸わない人だけを採用するということは、過去の三菱樹脂事件の最高裁判決で、誰を雇うか、いかなる条件か、法律や特別の制限がない限り雇う側の自由であるとの判決で、たばこを吸う人を採用しないことは、最高裁が認めております。ちなみに、思想や信条の理由、そして見た目、姿、格好、スタイル、ファッション等々、いわゆる容姿が劣悪で、不快で、その企業のイメージにふつり合いだと思って不採用になっても憲法は合法だと言っております。その他学歴、語学力、パソコンの操作、飲酒、各種免許等々も、全てにおいて採用側（企業側）にアドバンテージがあることが合法であります。

では、今度は入社するときにそういう条件がなかったのに、途中からたばこを吸うなというのは法的にどういうことか。これは、昭和45年9月16日の最高裁で、「従業員のたばこを吸う権利は憲法13条で保障される。しかし、雇い主は必要性和合理性でこれを制約できる」との判断で、労働者の権利は労務指揮権や就労規則を超えないとの判断であります。要するに会社が従業員の拘束時間内において「たばこを吸うな」と命令しても、法的に何ら問題はないということであります。

そこでご質問ですが、敷地内全面禁煙は、この法的根拠をよりどころにしているのか、またただ単に健康志向を潮流した漠然とした「はやりのはんてん」感覚なのかをお尋ねいたします。

7点目は、企業及び大学及び社会全体のたばこ



を吸う人の排除の潮流が市職員採用に影響を与えるのかという質問です。複数の民間企業がたばこを吸う人を採用しない方針を打ち出しております。また、入社後に禁煙指導、やめてもらうか、そういった強制を打ち出しております。前段で申し上げたとおり、複数の4年制大学でも同様であります。

ここで企業の代表例を紹介しましょう。国内外でリゾート・アンド・ホテルズを展開する某企業は、ネットによる採用要領の冒頭で「あなたはたばこを吸いますか?」と問いかけ、「NO」、要するに「吸わない」をクリックすると、「ようこそ!!」と歓迎メッセージがあらわれ、先に進んで入社試験を受けることができます。「YES」、「たばこを吸う」をクリックすると、たばこをやめる誓約をしないと募集要項に進めないという企業があります。

各大学の現況や理由については再質問で述べるとして、このような企業や大学が急増する中、いずれにしても市職員は勤務中たばこを吸えないのであれば、来年度からでも市役所職員募集時の条件として、1、たばこを吸わない人を募集する、2、たばこを吸う人には採用試験前にたばこをやめる誓約書を提出させる、3、たばこを吸う人には拘束時間中我慢できるという誓約書を提出させる、このいずれかの3つのうちのどれかを採用すべきではないかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

その他関連質問は再質問することといたしますが、宮下宗一郎市長、おくれませながら、市長就任おめでとうございます。あなたとは、市長になる以前に何度かご一緒させていただいた記憶があります。その中でも特に印象深いのは、仙台とご自宅の出来事であります。いつもあなたのお父様がそばにいて、お父様は一つのテーマをあなたと私に投げかけ、議論をけしかけていました。酒席

ということや、現職市会議員、市長は学生ということもありまして、私も年下に負けるものかという力説をいたしました。いつもあなたの論理の組み立てと迫力のあるインスタンスで私が論破されてきました。今思いますと、あなたのお父様は、役不足な私にあなたのディベートの相手をさせて、あなたを鍛えていたのではないのでしょうか。

あのときも今もたくましく、そして頼もしく感じておりますが、時代は変わりました。本来であれば、あなたの有事の際には陣頭をとらなければいけないデスティニーだとは思いますが、不器用な私は、この時代の波に乗ることができませんでした。まるで私一人を置き去りにするかのようになり、余りにも時代は早過ぎました。後悔することは何一つございません。しかし、反省することは少なからずあります。

市長、あの時代に3人で熱く語った思い出は今も存在します。しかし、ないものは、お一方がありません。そしてもう一つ、議論を演出したたばこは、今2人はやめております。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。村中議員のご質問にお答えいたします。

短命県とも言われる青森県は、2013年に発表された厚生労働省の調査において、都道府県別で男女とも平均寿命の項目で全国ワーストワンとなっており、当市につきましても市町村別で、全国1,718ある自治体の中で、男性が下から8位、女性が下から16位となっております。この主な要因は、食事、運動、飲酒、健診受診率、そしてたばこであると考えられており、いずれも個人の生活習慣にかかわる問題ではあるものの、我が市の全国でのランキングを見れば、社会問題として考えるのがふさわしいことから、昨年1月に市民の皆

様と一体となった健康機運の醸成を図ることを目的として、「むつ市健康づくり市民大会2015」を開催し、「むつ市健康づくり宣言」を行ったところであります。

この「健康づくり宣言」を踏まえ、まずは率先垂範、昨年4月に庁舎内全面禁煙を始めました。同じ4月末には、市民の方一人一人の個人の運動や検診受診率の向上を図るための健康マイレージ事業を始め、達成者に対し商品券を配布するなど、現在652名の登録を得て、徐々に盛り上がりを見せております。

また、8月には主に市民の皆様の日々の運動を促進するため、国の創生交付金を活用し、スマートフォンのアプリとして「むつぼしWalker」を開発し、現在1,757名が登録し、日々の散歩数を楽しく競い合っています。

この「むつぼしWalker」は、NHKの全国放送「おはよう日本」にも健康優良事業として取り上げられました。さらに、7月には従業員の健康に取り組む事業所に対して、むつ市すこやかサポート事業所を認定し、青森銀行のご協力も得て、従業員に対して有利な自動車ローンなどが受けられるような仕組みを構築し、現在6事業所に認定を行っております。

来年度は、健康リーダー育成事業に取り組むほか、すこやかサポート事業所とのさらなる連携や事業所のメリットになるような取り組みを進めることを考えております。

このような市民の皆様や企業、団体の皆様を巻き込みながらの一連の取り組みの中で、健康への悪影響が明らかになっているたばこについて、我々自身が模範となれるような措置を講ずることといたしました。具体的には、敷地内全面禁煙の措置を講ずることを予定しておりますが、これにつきましては、昨年9月に総務政策部長を統括安全衛生管理者とする安全衛生委員会から私に対し、

敷地内全面禁煙について提案があり、市議会等へも協力を要請させていただいているところであります。

私としては、たばこを吸うか吸わないかは個人の自由だと思っています。したがって、この敷地内全面禁煙の措置は、来庁いただく市民の皆様に対して強制的にたばこをやめさせるとか、職員に対して禁煙を強制するというための措置ではありません。あくまでも本市が取り組んでいる「健康づくり宣言」の象徴的取り組みとして、また健康増進法に基づく受動喫煙防止の観点から、市役所の中、駐車場に入ったところからは禁煙としていただきたいということでもあります。したがって、本人の健康意識向上を目的としたものでありますので、罰則規定は設けませんし、原則として懲戒処分もありませんが、当然ながら公務員として信用失墜行為につながるような事案等が認められれば、そのような処分も検討する必要があると思います。

敷地内全面禁煙の取り組みに関する私の考えを申し上げましたが、いただいた7点のご質問のそれぞれの細部につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

なお、最後にたばこに関する具体的な健康被害として考えられていることについて申し上げます。厚生労働省の資料によれば、たばこの煙には200種類以上の有害物質が含まれており、代表的な有害物質としては、ニコチン、タール、一酸化炭素等が含まれているとのことであります。ニコチンには、末梢神経を収縮し、血流を抑え血圧を上昇させるなどの影響が認められており、またニコチン依存症とも言われますように、依存性の高い危険物質でもあります。

また、タールには約40種類の発がん性物質が含まれ、肺がんを初め多くのがんを引き起こす要因となっていると言われております。

さらに、一酸化炭素は血管内皮を損傷させ、動脈硬化や心筋梗塞等のリスクを高めるとの報告がなされています。

加えて、喫煙者は非喫煙者に比べると肺がんによる死亡率が何と4.5倍も高くなっているほか、それ以外のがんについても喫煙による危険性が増大されることが報告されております。まだあります。循環器系疾患では、心筋梗塞、狭心症等による死亡の危険性が1.7倍高くなるとのことであり、呼吸器系疾患でも慢性気管支炎やぜんそく等の呼吸器疾患の原因と関連するとされています。

ここまで申し上げれば、市として禁煙対策をこれから推進していく必要性を多くの皆様にご理解いただけるものとも思います。その嚆矢としての敷地内全面禁煙です。今後とも地域一丸となって健康施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 村中議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、敷地内全面禁煙の敷地の範囲についてであります。当面は本庁舎、分庁舎及び公営企業局の駐車場を含む敷地内と公用車全車両について全面禁煙にしていきたいと思いますと考えております。

その他の施設につきましては、まず学校については平成15年5月の健康増進法の施行を受け、平成16年度から学校敷地内を全面禁煙としております。また、図書館及び公民館につきましても、既に利用者からのご意見等を参考として独自に灰皿を撤去し、実質的に敷地内は禁煙となっております。

むつ総合病院につきましては、既に敷地内全面禁煙を実施していると聞いておりますし、指定管理施設等、その他の関連施設につきましては、現時点では対象から外しておりますが、利用者のご

意見等、状況を考慮しながら、市の取り組みにご理解をいただいたうえで協力を要請してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目の罰則規定につきましては、本人の意思により、自身の健康維持に取り組んでいただきたいといった趣旨によるものでありますことから、特に設けてはおりません。

次に、ご質問の3点目と4点目の禁煙指導への取り組み及び禁断症状により職務に支障を来した場合の対応に関するご質問についてお答えいたします。

今回敷地内全面禁煙への取り組みに当たり、全職員を対象にアンケート調査を実施し、また安全衛生委員会において、産業医及び衛生管理者等の意見を取りまとめております。

アンケートは、下北地域広域行政事務組合事務局職員、臨時職員、非常勤職員を含む768名を対象に実施し、309名から回答を得ており、回答率は40.2%となっております。

その中では、「分煙の取り組みで十分」という意見が過半数を占めましたが、「庁舎内禁煙だけでは受動喫煙への対策が不十分である」などの意見も半数近くに上っております。また、喫煙経験者のうち半数以上が喫煙をやめたと回答し、喫煙者も半数以上がやめたいと回答しており、禁煙への関心が高いことが示されております。

アンケートの自由記載欄には、「職務専念義務違反なのではないか」、「たばこのおいが不快である」、「喫煙者のマナーが悪い」などの意見や、「喫煙者に対してもストレスから成る体調不良へのフォローアップ、禁煙啓発活動が必要ではないか」といった意見も出されたところであります。

また、産業医であるむつ総合病院の中村先生からは、「喫煙率が高いことが短命県の理由として挙げられる。たばこには、多くの有害物質が含ま

れていることを認識してほしい」とのアドバイスもいただいているところでございます。

禁煙を開始した職員の意見を見る限りでは、「食事がおいしくなった」、「体調がよくなった」などの意見が寄せられておりますことから、間違いなく健康へのよい影響はあるものと感じております。

このことから、喫煙者への対応といたしましては、禁煙セミナーの開催や、市民の方から禁煙について相談された場合と同様に、むつ総合病院の総合科が毎週水曜日と金曜日に行っている禁煙外来への受診を勧めるなど、必要に応じて喫煙者へのフォローアップも行っていきたいと考えております。

次に、ご質問の敷地内全面禁煙と職務効率の向上に関するご質問であります。今後敷地内全面禁煙とした場合に職務にどのような影響が出てくるのか、現時点でははかり知ることはできませんが、いわゆるたばこ時間につきましては、吸う方と吸わない方双方にさまざまなご意見があるようでございます。アンケート結果にもありましたように、職務専念義務違反ではないかとの意見もありますことから、敷地内全面禁煙により、そのような不満や不平等感が解消されることは全体として職務効率の向上が図られることにつながるのではないかと考えております。

次に、ご質問の6点目、敷地内全面禁煙は何に基づき実行するのかとのご質問であります。今回の措置は職員に禁煙を強要するものではなく、あくまでも短命県返上と「むつ市健康づくり宣言」の推進、職員の健康維持のために行うものでありまして、健康増進法の趣旨に基づき、受動喫煙防止の観点から実施するものであります。

受動喫煙に関しましては、喫煙場所から煙が漏れ出すことが問題となっており、また喫煙してきた職員の衣服や髪に付着、残留した副流煙成分か

ら有害物質を吸い込む三次喫煙も危険であるとの研究報告もありますことから、来庁者及び非喫煙者への影響を考え実施するものであります。

次に、7点目の職員採用の条件についてのご質問であります。近年の企業等の取り組みとして、そのような募集が行われていることは承知しております。市といたしましては、「健康づくり宣言」の推進、職員の健康管理といった視点から、敷地内全面禁煙に取り組むこととしておりますが、採用条件として非喫煙者のみに限定することにつきましては、地方公務員法の欠格条項にも該当しないことなどから、民間企業のように強制はできないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 再質問をさせていただきます。

答弁を聞いておりますと、要するに訓示的なもので強制力を持たないということよろしいでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） あくまでもこちらから強制するものではないと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 出だしのスタートですから、強制するものではないといたって、庁舎内全面禁煙なのですから、吸ってはいけなわけですね。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） はい、敷地内は全面禁煙という措置をとらせていただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） この安全衛生委員会なるもののメンバーは、全部市役所職員でつくられているのでしょうか。外部の人間が入っているのか、こちら辺をお尋ねします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） この安全衛生委員会の議長は総務政策部長が務めることとなっておりまして、市役所庁舎内の衛生管理者、そして職員組合の代表者、そして総務部門の担当課長等から構成しておりまして、その会議の中には産業医としてむつ総合病院の中村先生も入っていただいております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 法的な根拠、要するに強制力はなくとも訓示的なものでも、庁舎内は吸ってはだめだということなので、これは庁舎内で吸ってはだめだというと強制力がある、これは言葉の使い方です。吸ってはだめだというと、強制力を持つということになりますから。

この範囲なのですが、強制力を持つにしても、私が答弁を聞いている限りは、ちょっと、もしかして吸ってもいいのかなと。間違えて市民が吸ったら、それはそれで許しますよという程度のものでいいのですよね。吸っていたら注意はするのでしょう。市役所職員は、やっぱり強制力を持たせるといえることですよ。これをお尋ねいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、仮にですけれども、市民の皆様がそういうような形で吸っているという姿をお見かけした場合は、それはご協力を要請するということになると思います。

それから、市職員に関して言えば、ともかく吸える場所そのものをこれからなくするということがありますし、こういう方針で市全体が動くということでもありますので、自らを律していただくというか、これは吸わないということで私どもは考えているということでございます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 私もその程度でいいと思いますよ、用意ドンですから、いいと思います。ただ、

市役所職員の方から聞きますと、どうしてもやっぱり我慢できない人がいるみたいです。先ほどの答弁の中でも、アンケート調査を実施して、下行も入れて768名中309名、40%の回答率を得たとありますが、やっぱり吸いたい人は、どこかに行つて吸うそうなのです。ですから私は、市役所の拘束時間内、拘束時間外では、これは越権行為になりますから、やめろということはできないのですが、勤務時間内、ここはやっぱり我慢できない人には、これ出てくるか出てこないかわかりませんが、禁煙指導をするべきではないかなと思います。いかがですか。禁煙指導をしても、9時間です。お昼休みも入れて。市役所にいる間は吸わなくても、うちに行つて吸えば、禁煙指導というのは、またもとに戻ってしまうのですが、でもいる間に我慢できるような体制はつくらなければいけないのではないのでしょうか、勤務中。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

本当にそういう意味ではさまざまな嗜好をそれぞれの職員が持っているということだと思えます。その中の一つに喫煙ということがあるわけですから、これからやはり喫煙している職員に対しては、今ご質問の中でありましたとおり、禁煙指導という形や、あるいはそういうフォローアップは、これはしていかなければいけないと思います。ただ、今回の措置は、これはきのう言って突然来月からやるということではなくて、半年間の周知期間を設けて、それぞれが喫煙に対して考える時間も設けている措置でありますので、そういったことから、なおそういうことに対して、我々として今言った以上のことをやるということは考えておりません。

何よりも大切にしなければいけないのは、来庁していただける市民の方々だと私は思っています。そういった方々に、職員がたばこを吸つてい

て、まさにそのたばこの部屋から煙が漏れて受動喫煙することがあってはならないことだと思うし、またそのたばこを吸っている職員の服からたばこのにおいがして、三次喫煙という言い方を先ほどさせていただきましたが、それで不快な思いをさせることが、これはあってはならないということだと思っています。その法的な根拠は、まさに健康増進法の中で、受動喫煙の防止のための措置を講ずることが我々に努力義務として課されているということでありますので、トータルとしてそういったことをご認識をいただきたいと思えます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） まさしくそのとおりで、たばこを吸う人を採らない会社、そして大学も今市長が言った理由なのです。大手、これはコンピューター会社ですが、日本で最大手なのですが、出張や外出先及び拘束時間内、出張でもですよ、吸ってはだめだという規則がある。それはなぜかという、出張ということは向こうのお客さん、クライアントに会いますから、ですから不快な思いをさせるということで、服も、それから口臭も髪、そういうのをさせてはだめだということ、先ほど言ったりリゾート・アンド・ホテルズの会社も、全部の会社が今市長が言ったとおりなのです。

市役所職員で言えば、内勤もあれば、直接市民に接する職員もいるわけです。3年か5年になって部署が変わると、今まで接していなくても接しなくてはいけないと。また、出て行って、市民と庁舎から出て交渉とかお話をしなければいけないということ。ですから、市長の言うとおり、それはそれで私も理由が立つ。ただ、どうしても我慢できない人が出てまいりますから、今後4月から注視をしていただきたいと、このように思います。

それから、市役所の採用状況なのですが、先ほ

どの答弁で地方公務員法と一般の会社とは違うというふうにおっしゃっていましたが、そこを少し詳しく教えてください。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

一般の企業でありますと、そうした地方公務員法等の規則、決まりがございませんので、採用側の裁量により採用条件を付すことができるかと思いますが、地方公務員法によりまして、地方公務員の場合には欠格事項というものが定められておりますけれども、その中にはたばこの喫煙の部分は含まれておりませんし、それを条件にするということでは不公平感というものが出てくるのかなということになるかと思えます。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） 最高裁判決は、吸わない人を採用しないことも合法だし、採用時に条件がなくても、途中で吸うなというのも合憲だという判断が出されていますが、最高裁の判断は地方自治法を上回らないのですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 最高裁の判断自体が、これが地方公務員というか、地方自治体に適用されるものなのかどうかということについては、これは詳細検討が必要だと思えます。憲法の規定上は、公務員は、これは一般の国民とはまた別個に規定されているものでありますので、それはそれとして検討しなければいけない問題だと思えます。

ただ、そういった法的なことよりも、この採用ということでは言わせていただければ、私はただ1点、優秀な人材だけが欲しいです。それは、たばこを吸おうが吸うまいが、そういったことは特に関係ございません。今回は、敷地内で全面禁煙をすると、こういうことでもありますので、それは職場内のルールとして守っていただきたいということだけでございますので、その点をご理解いただ

きたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） わかりました。もちろんそのとおりです。たばこを吸わない人だけ募集して、優秀でない人ばかり来たら大変なことになりますからね。そういうことではなくて、わかりますよね。たばこを吸わないことを条件に優秀な人ではなくて、優秀な人でたばこを吸わない人なのです。それはおいおい、法的に問題がなかったら、やっぱり考えてみる必要があると思いますよ。ぜひ検討してみてください。

それから、もう一つ、実は大学の話をしますと、今大学を受験させない。受験させないし、入学させないという大学がふえている。よく考えたら、おかしいな、大学って18歳で受けませんか。18歳はたばこ吸えるのかなと思ったら、将来吸わせないためにそのようにしているそうです、大学に問い合わせたら。あと浪人も受けますから、20歳以上も。そういったことでやっているそうです。

私実際大学に問い合わせてそれを聞いたのですが、今から3年ぐらい前、とある大学の入学式に出たのです、偶然に。出たのですよ。そうしたら、そこの理事長の一番最初の挨拶で、いきなりですよ、「入学おめでとう。たばこを吸う新入生、手を挙げなさい」と。突然でしたから、誰も手を挙げないのです。「よかった」と。「たばこを吸う人は、すぐ退学させます」と、「うちの教授は一人も吸いません」。そうしたら、次に出た行動が、「保護者の皆さん、来賓の皆様」とやったのです。「たばこを吸う手を挙げなさい」と。挙げられないではないですか、私ら。「吸う人がいたら、今すぐ出ていきなさい」と言ったのです。その学校は、入学要項には書いていないのです。そして、私はその理事長にもインタビュー、インタビューではなくて聞き取り調査をしたのです。そうしたら、今そういう学校がふえているそうです。

明記すると、最高裁判決ではいいのだけれども、明記してしまうと、また触れないところもなきにしもあらずだそうで、入学式の冒頭で、それで帰すそうなのです、毎年。びっくりしました。

ですから、そういうことですから、市役所も顔ぶれ見ていますと、吸う方がおりますが、七百何十人のアンケート調査の中には、吸うか吸わないか、700人のうち何%吸うか吸わないか、それも把握しているのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

全体の数字としては把握はしておらないのですが、アンケート結果からの推測ということになります。全体で3割弱ぐらいの方がたばこを吸われているのかなというふうに推測しております。

○議長（浅利竹二郎） 20番。

○20番（村中徹也） はい、わかりました。4月から初めての試みですので、ちょっとおかしな言い方ですが、吸えないのはわかっていて、訓示的なものだから試行として柔軟にやってくださいというのもおかしな話で、吸えないとなったら柔軟もへちまもない、吸えないのですから。しかし、罰則規定がない、設けないというのは、これはいいことだと思います。どうぞ健康なむつ市で、市役所職員も健康でありますよう、たばこの質問は、これで終わります。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで、村中徹也議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎濱田栄子議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。24番濱田栄子議員。

（24番 濱田栄子議員登壇）

○24番（濱田栄子） おはようございます。自民クラブの濱田栄子でございます。むつ市議会第227回定例会におきまして、3項目について一般質問いたします。市長並びに理事者におかれましては、真摯なるご答弁をお願いいたします。

1項目めは福祉行政について、高齢者の見守りと若者のひきこもり問題について2点お伺いいたします。

きょうは、3月4日でございます。あと1週間しますと3月11日。死者、行方不明者およそ2万人、世界観測史上4番目、マグニチュード9.0の東日本大震災から丸5年目を迎えることとなります。改めまして、被災された皆様にお見舞いとお悔やみを申し上げます。

多くの高齢者の方も災害に巻き込まれました。地理的状況により、被害の大小に違いはあろうかと思いますが、きずなの強い地域ほど人的被害が少なかったという報道も心に残っております。少子高齢化が加速的に進んでいる当地域におきましても、高齢者のみの世帯割合も高いものと思われれます。災害時のみならず、高齢者が安心して自宅に住み続けるためには、地域のきずなど見守りが大切な条件ではないかと思われれます。当市の高齢者の男女別世帯数と高齢者世帯の見守りの現状と今後の施策についてお伺いいたします。

福祉行政の2点目、若者のひきこもり問題について質問いたします。厚生労働省では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態をひきこもりと定義し、さまざまな要因に

よって社会的な参加の場が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態としております。推計約25万5,000世帯とされております。

また、ひきこもりになったきっかけとしては、仕事や就職に関するものが多く、仕事になじめなかったが23.7%、就職活動がうまくいかなかった、20.3%、人間関係がうまくいかなかった、11.9%、小学校、中学校、高等学校での不登校、11.9%、高校、大学受験に失敗した、1.7%、大学になじめなかった、6.8%、病気が23.7%、その他となっております。

自ら就職活動をしない理由としては、15歳から19歳では、学校以外で進学や資格などの勉強をしている、20歳代では病気、けがのために最も高く、これら以外には就職活動をしていない理由としては、探したが見つからなかった、知識、能力に自信がないなどといった理由が一定の割合を占めております。少しでも支えることにより、一人でも多くの若者が社会参加し、自らの人生のためにはもちろん、地域や国家のために貢献していけるのではないのでしょうか。

このことを踏まえて、むつ市としては若者のひきこもりの現状をどのように捉え、今後どのような対策をとっていかれるのかお伺いいたします。

2項目めのジオパークについて質問いたします。日本ジオパークネットワーク加盟認定へ向けでは、前回むつ市議会第226回定例会において一般質問をし、取り組みに対し認識を深めてきたところでございます。その後広報むつにおいても特集が生まれ、市民の皆様もジオパーク認定へ向けでの取り組みに対し、身近に感じ、期待を膨らませていることと思います。

また、ジオパーク取り組みの相乗効果は既に出始めていると感じております。小・中学校における急激とも言える学力の向上であります。成績向



上の要因としては、学校現場の先生方による日々のたゆまぬご努力の結果であることは紛れもない事実ではありますが、ジオパークネットワーク加盟へ向けての取り組みも要因の一つと考えております。

子供たちが出前講座等により地域の歴史や文化を深く学び、地域の恵みを味わい、ジオサイトを訪ねることにより、自分たちが過去から未来へと時代を引き継ぐ使者であることを感じ、その責任が芽生え始めた結果ではないかと思っております。当地域が他の地域と肩を並べていくためには、子供も大人もさらなるマンパワーの強化が必要です。今後はガイドの資格制度を設け、ランクアップした講座を開催し、プロガイドを養成し、受け入れ態勢をしっかりと整えることも求められます。

日本ジオパークネットワーク加盟は、ゴールではなくスタートであります。スタートに向けての地域の機運は十分高まりつつあります。加盟申請に向けての準備は万端整ったのかお伺いいたします。

次に、3項目めの国際交流についてお伺いいたします。質問の通告を出しました翌日、広報むつ3月号において、1月7日から1週間、宮下市長を団長に、市内中学生15名のジュニア大使によるポートエンジェルズ市訪問の特集が掲載されました。昨年5月、交流20周年記念式典参加のため当市を訪れたPAの皆様の写真も掲載され、私も懐かしく感じていたところでございます。

子供たちは、異文化交流や授業参加、両市の中学生による将来のまちづくり共同宣言、ホストファミリーとの触れ合いなど、感動的な体験をしてきたことと思います。また、シアトル日本国領事館の訪問は、子供たちにとってはとてもよい経験であり、世界の中の日本を肌で感じるよいきっかけになったと思われます。このたび団長を務めら

れたニューヨーク大使館領事のキャリアを持つ宮下市長の企画と行動力にも、大いに頼もしさを感じているところでございます。

急激な国際化は、足元まで迫っております。世界に通用する人材の育成は急務です。このたびの姉妹都市ポートエンジェルズ市訪問でどのような成果があったのかお伺いいたします。

以上、3項目4点について壇上からの質問いたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

福祉行政についてのご質問の1点目、高齢者世帯の見守りの現状と今後の施策についてであります。当市における高齢者の男女別世帯数の集計はありませんが、平成28年1月末現在、高齢者世帯数は8,677世帯、高齢者人口1万7,671人のうち、男性は7,334人、女性は1万337人です。また、ひとり暮らし高齢者数は、平成27年2月1日現在2,106人となっており、年々増加傾向にあります。

近年ひとり暮らし高齢者の方々の社会からの孤立化がもたらす生きがいの喪失、孤立死の増加などが社会全般に及ぶ課題となっておりますが、現在市で実施している高齢者見守り事業としては、高齢者の孤立化防止のための生きがいデイサービス事業や軽度生活援助ホームヘルプサービス事業、配食サービス事業、緊急時の対策として緊急通報体制整備事業、災害時要援護者支援制度、地域包括支援センターで行っている高齢者実態把握事業等で、複層的に高齢者の状況把握と生活の変化を見逃さないように努めております。

また、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を

確保するための高齢者の見守りネットワークとして、先行して見守り協定を結んでいたコープあおもりに加え、平成27年3月25日に高齢者と接する機会が多い新聞販売事業者、電気、ガス、水道などのライフライン事業者及び宅配事業者など、計45事業者とみんなで見守る協定を結び、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、さりげなく見守る体制を確保しております。

このみんなで見守る協定で、平成26年度に3件、平成27年度は5件の通報を受けており、一例を申し上げますと、協定を結んでいる青森ヤクルト販売の従業員の方が高齢者宅を訪問した際、高齢者の異変に気づき、市への通報とともに救急要請を行い、病院への搬送につなげ、ご家族とご対面することができたという事例があり、早期発見により状況の悪化を防止できたものと考えているところであります。

今後も事業者間と情報の共有を図り、事業者の範囲を広げながら、高齢者見守り事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者世帯見守りの今後の施策として、身近な場所で高齢者が集う機会をつくっていくことにつきましては、家に閉じこもりがちな高齢者の方々の生きがいづくりを目的に、市内3カ所におきまして、NPO法人やボランティア団体による健康運動やお茶飲み等、高齢者の方々が歩いて参加できる地域サロンを実施するなど、高齢者の見守り、生きがい、居場所づくりを実践しているところであります。

また、町内会単位で簡単な体操やヨガ等、健康寿命を延伸できるような身近な場所づくりの取り組みにつきましては、現在実施に向けて進めているところであり、今後はその中心的役割となるリーダーの育成に力を入れ、高齢者の方々が直接人と接触する集いの場をふやしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、若者のひきこもりの現状と今後の対策につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、ジオパークについてのご質問にお答えいたします。日本ジオパーク加盟申請に向けての準備は万端と言えるのかについてであります。平成26年の認定見送りから1年半が経過いたしました。現在のジオパークに関する下北の状況は、当時とは比較にならないほど住民機運の高まりを感じているところでございます。

先月13日に下北文化会館において開催したジオパークセッション in 下北ジオパークには、雨天にもかかわらず350名の方々にお集まりいただき、講師のお話熱心に耳を傾け、アンケートにおいても、「地元の人が楽しめる活動が必要」や、「少人数の同じ分野の人たちだけでのワークショップも開催すべき」など、今後ジオパークを自らが活用するために必要と思う提案も数多くいただくなど、地域全体がジオパーク活動に期待と注目をしていることを実感しております。

ジオパークとは、地質の優位性のみを競う登録制度のようなものではなく、資源を生かした住民の活動そのものが持続可能な地域社会を形成していくための礎であると認識しております。

持続可能な地域づくりは、完成形というものもゴールもなく、常に進化していかなければならないものであるように、ジオパークに関しても認定に満足することなく、さらなる進化が求められる活動であると考えております。そのためには、下北地域の基幹産業である水産業や農林業が生み出す1次産業が、なぜ下北でとれるのか、また下北でしか味わえない理由は何かをジオパークがもたらす学術知識で根拠づけを行い、そのことを付加価値として提供するといった新たな視点での消費拡大や販路開拓につなげる効果や地形に関する知識を防災活動に絡めることで、突然の災害に見舞

われたとしても、住民の皆様が落ちついて対処できるような効果を生み出す活動も検討しております。

このように、ジオパークによってもたらされる地域の生活や産業が大地とつながっているという知識を基礎として、さらなる地場産業の活性化や地域教育の充実を図るなど、ジオパークとはよりよい地域づくりを目指した持続的な活動であるとも考えております。

これらを継続させるには、当然行政の力だけではかきませんので、議員の皆様を初め、関係各位の皆様の支援を得ながら、また一人一人が積極的に地域づくりに参画し、ともに考え、ともに悩み、協力しながら進める必要があるものと考えております。

今月1日には、むつ市のシンガーソングライター板橋かずゆきさんがジオサイトを映像で紹介しながら歌を披露するといった「ジオライブ」を開催し、その収益の一部を下北ジオパーク構想推進協議会にご寄附いただいたほか、市内の飲食店からも、お客様とともにこつこつためられた貯金箱の中身をご寄附いただくなど、いろいろな立場の皆様が自ら考え、自らできるジオ活動というものを実践されております。

このほかにも、複数の飲食店の方からもジオパークを意識した商品開発についてご相談を受けており、これらの全てが今後ますます広がるであろう下北ジオパークを自らの手で盛り上げていこうとする活動の第一歩であると捉えております。

今後下北ジオパーク構想推進協議会が計画している事業の一つとして、今年度のむつ市まち・ひと・しごと創生本部部会において提案のあった民間企業や個人の皆様が登録するジオパークサポーター制度の創設を検討しており、この事業によって今まで以上に住民の皆様がジオパークにかかわり、自らがジオパークを推進している一人である

ことを実感できるような体制としていく予定でありますので、ご理解を賜りたく存じます。

国際交流についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 濱田議員の国際交流についてのご質問で、姉妹都市ポートエンジェルズ市訪問でどのような成果があったのかについてお答えします。

まず初めに、このむつ市ジュニア大使派遣事業につきましては、平成7年にむつ市とアメリカ合衆国ワシントン州ポートエンジェルズ市の間で姉妹都市盟約を締結した後、平成10年から実施されており、今年度の実施をもって17回目となります。その間、むつ市内の中学生延べ202名がジュニア大使として両市の友好親善に貢献してまいりました。特に今年度は、姉妹都市盟約締結20周年という記念すべき年を迎え、市長を団長にジュニア大使15名、引率6名の派遣団として訪問し、現地では中学校での授業参加、また市内の小・中学校において各ジュニア大使が日本の伝統的な遊びや文化等を紹介する文化フェアに加え、両市中学生による将来のまちづくり意見交換会を実施いたしました。これは、両市の魅力やよさを紹介したり、抱える課題を解決するための方策など建設的な意見を交わす中で、それに基づく共同宣言書の採択、調印をするものであります。

ジュニア大使にとっては、むつ下北を見直すよい機会となったと同時に、自分自身がまちづくりの中で何をしていくのかという現地中学生の積極的な考えに触れる機会ともなり、まちづくりへの参画意識の高さを理解できる貴重な機会となったものと考えております。

また、今年度は市長の提案により、在シアトル日本国総領事館を初めて訪問させていただきました。

た。総領事館では、海外で暮らす日本人や渡航する人の安全面やさまざまな手続など、日本人のための役割を担っている機関であることや、シアトル市内の概況について話を聞くことができました。このような体験は、国内ではできないことであり、ジュニア大使にとってすばらしい貴重な体験となりました。この総領事館訪問は、世界の中の日本を認識することにもつながり、今後もぜひ継続してまいりたいと考えております。

次に、本事業の成果であります。ジュニア大使のアンケートや感想から、3つの成果が挙げられます。1つ目は、英語学習への意欲向上であります。ポートエンジェルズ市での体験を振り返り、もっといろいろな思いを伝え合いたい、英語でもっと理解したいという思いを強く抱き、自分の英語力を向上させるために、授業や家庭学習にしっかりと取り組む意欲の高まりが顕著であったことです。

2つ目は、ふるさとのよさの気づきであります。アメリカでの生活や文化を体験し、ふるさとむつを振り返ったときに、これまで何気なく見てきた自然や食、祭りなどの伝統など、むつのよさを再発見し、そのすばらしさを実感できたことがアンケートからわかります。ふるさとのよさを認識することは、今後のまちづくりへの参画意識の高まりにつながり、これからのむつ市を担う若者の参画は大きな力となるものと考えております。

3つ目は、人格形成へもたらすよい影響であります。ジュニア大使は、例外なく人としての温かさや礼儀正しさは国を問わないものであることを感じて戻ってきます。また、何事にも積極的に取り組む意欲や姿勢を見て、多くのジュニア大使がその重要性を再確認し、学校生活で実践しようという意欲の向上がうかがえるところであります。今後も本事業を一層充実させ、両市の友好親善に貢献すると同時に、国際理解教育に求められる異

文化と共生できる資質や能力、自己の確立、コミュニケーション能力を一層育成できるよう取り組む所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 福祉行政についてのご質問の2点目、若者のひきこもりの現状と今後の対策についてお答えいたします。

ひきこもりあるいは社会的ひきこもりという用語については、厚生労働省が用いる定義があるわけですが、むつ市にこの定義に当てはまる方々が一体どれくらいおられるのかということがご質問の一つになろうかと存じます。

平成22年度に内閣府が行ったいわゆるひきこもりに関する実態調査によりますと、15歳から39歳の若者のうち、ひきこもり状態にある方は全国で69.6万人とされております。これを人口換算で青森県に当てはめると、約6,000人とされておりますことから、当市においても相応の数に上るのではないかと推測されます。

しかしながら、この実態となりますと、各人の家庭に立ち入ることの難しさもあり、問題として顕在化するか、ご相談をいただかない限り具体的な状況を把握することは非常に難しいものと考えております。

市では、健康にかかわるあらゆる相談に対する窓口を常時開設しておりますが、平成26年度中において、ひきこもりと見られる相談は4件ございました。それらは、いずれも精神疾患や暴力を伴う問題が顕在化した例でありましたが、それぞれ現状を把握し、医療などの支援につなげるとともに、現在もフォローを続けているところであります。

しかしながら、これだけにとどまらず、人知れず悩みを抱えている当事者の方、ご家族の方はまだ少なからずいらっしゃるものと思われま

ごろ新聞紙上で県内、民間支援団体によるひきこもり当事者のご家族の方々への調査結果が報道されておりましたが、その中では、社会からの疎外感や将来への不安を訴える切実な声が目立ち、気軽に相談できる窓口などを求める意見が多かったとのことであります。市といたしましても、広報の仕方に工夫を凝らすなど、さらに相談しやすい環境を整えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） それでは、再質問させていただきます。

まず、高齢者の見守りについて現状をご答弁いただきました。高齢者の対応に対しては、「高齢者福祉・介護保険ガイドブック」というのがほぼ毎年出されておりますけれども、見る側といたしますか、働く側、職員の方にとってはとてもよい、虎の巻のようなすばらしい説明であります。実際これを老眼をかけて隅から隅まで読む方は、別にこのガイドブックの恩恵を賜らなくても自立している方でございます。やっぱり手助けが必要な方というのは、話を聞いてくれる、どこに相談すればいいかということをはっきり教えていただきたいなことだと思いますので、もう少しガイドブックのあり方を、余り体裁のいいものでなくて、市民目線から見たということで、ちょっと工夫していただきたいと思うことが一つです。

それから、もう一つですが、先ほどご答弁の中に3カ所でNPOによる見守りというか、そういった活動をされているということですが、それはそれでよろしいのですけれども、やはり地域全体に見守り活動を広めていくためには、やはり町内会等を利用した会館、それぞれの地域の集会所を利用した活動が一番効率的でないかなと思います。まず、民生委員さんという人がいらっしゃいますので、これから新年度になりますと、各

町内の班長さん、持ち回りで交代になります。そういった班長会議を持たれたときに、民生委員さんにも参加していただいて、そして班長さんと民生委員さんの連携をしっかりとれるような、班長さんというのは、各自分の町内をよく回る機会があります。緑の募金とか、さまざまな寄附活動とか、そういった形で、もちろん回覧板は受け渡しの場合もありますけれども、あの小さな範囲を1年のうちに何回も回りますので、そういった方が地域の状況をよく把握しているのではないかなと思います。マン・ツー・マンでお話します。ですから、そういった方が、困ったときにスムーズに、もちろん市役所に電話すれば一番いいわけですけれども、ちゃんとした仕組みをつくっておりますので、その仕組みが機能するように民生委員さんに連絡して、直接的なお話を聞いていただいてから、それから市役所のほうへお願いすると。緊急の場合は別として、そういった形もとればベストでないかなと思います。

先ほど企業の方と連携をとっていただいて、本当に体調が悪くなったとき、それはすごく機能すると思いますけれども、まだそこまではない状態の中でどうやって見守っていくかということ、さまざまな組織の中で厚みを持たせていくということが大切ではないかなと思っております。

先ほどのご答弁の中にもありましたけれども、大畑のある町内では、市から大きな予算をいただいているわけではありませんけれども、民生委員さんが中心になり、赤十字奉仕団や婦人会の方たちが協力して、ひとり暮らしの高齢者が孤立しないように、月2回ほど町内会館へ行こうということでお茶飲み、体操、健康講座などやっている地域もありますので、そういったところを見本にして、地域全体に広げていければいいかなと思いますので、先ほどのガイドブックの見直しとともにご答弁をいただければ。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 濱田議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目のご質問であります「高齢者福祉・介護保険ガイドブック」に関するご質問にお答えさせていただきます。このガイドブックは、それぞれの高齢者の皆様が必要とするサービスが異なりますことから、市で行っている全ての高齢者福祉サービス及び介護保険サービスの情報を掲載しており、高齢者の皆様にとりましては情報過多となりまして、わかりづらい、見にくいとお感じになったかもしれません。今後私どもといたしましては、高齢者向けのパンフレット作成の際には、必要な情報を確保しつつ、まず高齢者の皆様がどこに相談すればいいのか、相談窓口をわかりやすくを第一に、見やすく、高齢者に優しいものになるよう検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目であります。地域における高齢者の見守り活動ということでございました。私どもといたしましては、要援護者登録制度ということで、民生委員の皆様にご協力をいただきまして、多くの方々の登録をいただいております。その際には、町内におけるいろんな活動の中でお困りの方々のお話もご報告いただいているところでありますが、今後もそういった形で地域を中心とした要援護者の見守りを続けてまいります。

また、先ほどのお話の中で、町内会における高齢者の生きがい活動というようなところもご答弁させていただいたわけですが、平成27年度中は2カ所の町内のところで百歳体操というものを実施していただけないかというお願いをしております。今後もそうした活動を進めてまいりまして、高齢者の皆様が生き生きとして暮らしていけるような地域づくりのための広がりを見据えていきたいと、このように考えておりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） ありがとうございます。やはり誰もが自分のうちに住み続けたいと、そしてできたら地域に見守られているという気持ちで安心した形で住み続けたいと思いますので、町内会単位のコミュニケーションをしっかりとって、これからは頑張っていたきたいと思います。高齢者については、これで終わります。

次に、ひきこもりの問題ですけれども、なかなかプライバシーの問題がありまして、難しいと思います。ただ、私がやはり注目したいのは、仕事につきたいけれどもつけなかった、そして自分に知識や技術が不足している、そのために表に出て行けないという人たちのために、まずはアンケートというようなものをとってはどうかと思います。それは、こちらから押しつけるのではなくて、はっきりとは出てきませんが、何となくあそこのうちにはちょっと……という心配される方がいらっしゃるのではないかなという方がいらっしゃると思います。そういったところでこちらが、もちろん最終的に決断は本人です。これは、決めてそういう形になっているわけですけれども、ただちょっとお手伝いできる場所、支えというのは地域の中で必要なのではないかなと思います。

町内会単位に、例えばお悩み事相談の中で、そういった方がいらっしゃいましたら、現在の状態でいいと、アンケートの項目です、例えばです。もう一回言いますが、現在の状態で自分は例えばうちにいる状態でやむを得ないと、これでいいと思っているのだという、そういう方ももしかすればいらっしゃるかもしれません。次に、何かやっぱり技術を身につけたいと、そしてまずはボランティアならできると、やってみたい。それから、今すぐ仕事につきたいと。やはりそれぞれその人の状態によって違うと思うのですよね。こ

ういう方を、例えば一人でも二人でも仕事をしてみたい、ボランティアをしてみたい、それから何か一つ技術を身につけたいという方がもし地域の中から出たときは、やっぱりそういう支援が必要なのではないかなと思うのですよね。だから、まずそういう把握、100%でなくても、それはもしかすれば半分か3割しかアンケートは返ってこないかもしれないけれども、とってみる意味はあるのではないかなと思いますけれども。内容については、もちろんもうちょっと具体的に検討する必要があると思いますけれども、部長、どうでしょう。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お答えいたします。

ひきこもり問題につきましては、なかなか難しい問題があるということは先ほどご答弁申し上げましたが、国のほうでもようやくいろんな対策を講ずるようになりまして、県でも新年度予算ではあります。先ごろの新聞報道でもありましたけれども、「ひきこもり地域支援センター」というものを開設する予定となっております。私どもといたしましては、この県の「ひきこもり地域支援センター」及びそこに配置が予定されております支援コーディネーターの方々とご相談をしながら、地域にいらっしゃるひきこもりの方々とのいわゆるアプローチの仕方だとか、そういったところを十分に研究したうえで今後の方策を考えていきたいと。アンケートにつきましても、そういった状況を踏まえたうえで対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） 市長にもう一点お伺いしておきます。

今ひきこもりの年代というのは、団塊の世代の団塊ジュニアと言われる、市長の年代と近い方も多くを占めております。そういった中で、やはり

これは、市長は自ら自分でどんどん何でもおできになったのですけれども、家からちょっと出づらくなってしまったという方に対してはどういった思いをお持ちですか。ちょっとお聞きします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ひきこもりをされている方に対してどのような思いを持っているかということでありまして、ひきこもりされている方というのが、具体的にどういう状況でそういうことに至ったのかということは、私自身はこの場で少し申し上げるような知識というか、知見はございません。というのは、状況がよくわかりませんので、何とも言いえないわけでありまして、市といたしましては、そういった意味で先ほど部長からも答弁ありましたとおり、これが社会問題だということの認識が少しずつなされているようであれば、これは県や国とうまく連携をしながら、これから少しずつそういう対策をしていかなければいけないのかなというふうなことは感じております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） ありがとうございます。進学競争率、就職も競争率の厳しい時代に少しそれてしまったという方に、何とかもう一回リセットしていただきたいという思いで、きょうはこういった質問に立ちましたので、県と連携をとりながら、十分進めていただきたいなと思います。ひきこもり問題については、これで終わります。

次に、ジオパークについてももう一度、ちょっとしつこいのですけれども、申しわけありません、質問させていただきます。

観光であれば、近くに住む市民の方が皆さんも自分のところの地域の宣伝、ガイドができると思いますけれども、ジオガイドということで、ちょっとレベルを上げるというか、ちょっと知識、そ

して体力もまた必要であります。そういう形で、これから定期的な養成講座などを開いて、資格、認定といったような制度を設けるといような考えはないのか、ちょっとお聞きします。準備は万端整ったとはいえますけれども、やはりスタートする時点では先を見てスタートしていかなければならないと思いますので、とりあえずその先について、レベルアップした養成講座と、それから資格制度というのについては考えていますか。

○議長（浅利竹二郎） ジオパーク推進室長。

○総務政策部総合戦略課長ジオパーク推進室長（角本 力） ご質問にお答えいたします。

ジオパークのガイド養成につきましては、ただいまガイドブックのほうを作成しております、これを活用して、ガイドの養成に向けた取り組みを進めようとしておるところでございます。

議員ご提案の定期的な養成講座の開催ということは、これまでもツアーを実施するなど取り組んできているところではございますけれども、ジオガイドにつきましては、ある程度のレベルというものも必要かと思っておりますので、今後養成講座を通じて、その認定等についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） ありがとうございます。やはり一般的なガイド、そしてやっぱりジオガイド、専門的な、超専門的なガイドも必要だと思うのです。ジオパークというと、どちらかというと、何か大地というイメージがあるのですが、例えば海洋研究開発機構には、もう海のことが蓄積された情報やデータがありますので、その専門的なものまでをつくり上げていくというような部分も必要ではないかなと思っておりますので、頭の隅に置いて、この地域の中で他の地域に負けなくらいの専門的な知識がどこにあるのか、何を活用する

のか、それをしっかり調べて頑張っていっていただきたいなと思っておりますので、これはこれで終わります。

次に、国際交流について、もう少し時間がありますので、お願いします。今回本当にシアトルの総領事館を訪れたことは、とても子供たちによかったのではないかなと思っております。1年に1回交流をしましても、なかなかその1年間の間、ではどうしようということになりますので、けさテレビで、中国でネットビジネスが今、物すごくはやってきて、地方も活性化しているという報道がありました。日本はネットビジネスは、もう津々浦々まで浸透していると思っておりますけれども、国際交流の場においてネット交流、ネット学習の取り組みについてできないかなと思っております。やっぱり時差がありますので、向こうの時間とこちらの時間を合わせるのがなかなか厳しいと思えます。また、まちの規模も違いますので、大変だとは思いますが、例えば部活などは土曜日、日曜日、普通に子供たちはやっていますので、そういった国際交流の部活でも、そういった部活動ということで、土日を利用したネット交流なんかできないかなと思っておりますので、その点1点と、それから20年前は高校生が留学生として長期的に1年間ぐらい派遣されていまして、これからも留学支援制度なんかができないか。2点についてお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

まず、留学制度への支援ということでございますが、議員今お話ししましたように、交換留学の実施については、ジュニア大使を務めた生徒が義務教育修了後にそのようなプログラムに積極的にチャレンジしようという意欲が大切であるというふうに考えておりますので、教育委員会としましては、このジュニア大使事業が、その土壌づくり



の役割も担っているというふうに捉えて、将来にわたって国際感覚を磨き、国際社会に貢献できる人材となれるよう、内容の充実に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

1点目のネット学習につきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） ネット上で交流できないかのご質問でございます。日本とアメリカでは、10時間以上の時差がございますので、学校対学校の取り組みとなれば、日中での交流ということを考えますと、なかなか困難であろうと思います。

また、ポートエンジェルズ市各校のニーズも考慮しなければならぬものと思いますので、現時点では個人対個人の交流であれば可能と思っております。

学校内の各委員会の活動、または部活の活動等の交流ができないか、目的、意義を明確にして、これから検討してまいりたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 24番。

○24番（濱田栄子） ありがとうございます。あと10分ありますけれども、お昼の鐘が鳴りました。

今回は、3項目4点の質問をいたしました。全ては地域のマンパワーの強化ということで質問してみました。財政が厳しいということをよく言いますが、厳しいときは、やはり一人一人がその力を2倍にもして、職員の皆さんはもちろんですけれども、市民もやっぱり力を出していかなければならないのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

人材育成は本当に、私もちょっとプライベートで京都に先月行ってきました。もう海外の人でいっぱいです。すぐ新幹線開業に向けても、この地域もそういう時代は来るのではないかなと思っておりますので、心してお願いたしたいと思っております。

以上で濱田栄子、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎原田敏匡議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） 皆さん、こんにちは。1番原田敏匡でございます。

まず初めに、風邪の治りかけでございまして、まだ体調が万全でなく、途中せき込んだり、ちょっとお聞きづらい点があると思っておりますけれども、何とかご了承願いますことをよろしくお願い申し上げます。

さて、最近むつ市内至るところにおいて「まちゼミ」と書いたのぼりを目にした方も多いのではないでしょうか。きょうの新聞でも報道されておりました。この現在開催されている「むつまちゼミ」は、お店の人がプロの知識やわざをお店で教えるミニ講座で、受講生は楽しく学びながらお店の人と出会い、ファンになっていく、店にとっても、お客様にとっても、ともにメリットがある事業となっております。

むつ市では、初めての開催で、現在41店舗、49講座が開催され、現時点で既に650人の受講申し込みがあり、とても盛り上がっているようでござい

ます。初回でこれほど盛り上がっているのは、全国230カ所で開催されている中でも珍しく、参加している41店舗の商業者の皆さんが熱心に動いているからでもあります。市の商工観光課が広報面で全面的にバックアップしていることが大変大きいとのことでした。また、ここにいらっしゃる同僚議員の皆様も、この事業を応援しているとの話も聞いており、こういったまちを盛り上げることも、私たち議員、そして行政の役割だと考えています。

そんな市民が自らむつ市のよさを発信、そして形づくる提案をあわせ、通告に従いまして、2項目5点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、1項目めの財政について質問いたします。1点目は、市契約締結案件の市内業者分のうち、市内企業と支店及び営業所の比率についてであります。これは、前回むつ市議会第226回定例会において質問した市契約締結案件の市内業者及び市外業者の比率についてで、いただいた回答に対して、市内業者分をより細分化した質問となります。質問の趣旨は、前回と同じく、数年来むつ市では企業誘致を積極的に進めており、実績も残しておりますが、誘致には交渉から事業開始まで長い年月を要するのが現実であり、一刻も早い経済の活性化を必要とする当市においては、誘致と並行して強力に内需の拡大を進める必要があると考えております。

現在でも市が発注する物件に関しては、でき得る限り地元企業を優先にしていることと思いますが、長引く地域経済の低迷の打開策の一つとして再度お願いしたく、現在の市内企業と支店及び営業所の比率について市長にお伺いいたします。

2点目は、クラウドファンディング「FAAVOしもきた」の展望と自治体利用についてであり

ます。私がクラウドファンディングを初めて知ったのは、3年前、愛知大学の名古屋キャンパスで開催された「TEDx」のスピーカー（講演者）による講演からでした。そこで紹介された事例として、とあるミュージシャンがクラウドファンディングを使ってCDのアルバム製作を行い、CDをリリースしたというものでした。当時数名でむつ市を盛り上げるために活動していた自分たちにとって、インターネットを介して日本全国の一般の方々から資金調達を募れるクラウドファンディングに大きな可能性と夢を感じたものでございます。多少意味は違うかもしれませんが、市長が本定例会冒頭で発表された平成28年度一般施政方針の中で述べられた「ない」から「できない」ではなく、自身のアイデアと情熱でチャレンジし、「ある」、「できる」に変えていける象徴的な事業の一つだと考えています。

「FAAVOしもきた」は、下北圏域定住自立圏共生ビジョンの事業でもあり、本定例会の平成28年度一般会計予算にも計上され、可決されれば速やかに4月1日より事業実施される見込みと伺っております。ぜひとも多くの個人、そして団体に資金面で諦めることなく、チャレンジできる体制を整え、この事業を利用し、むつ市ひいては下北圏域全体の活性化につなげてほしいという思いから今回の一般質問に取り上げましたので、この事業の概要とこれからの展望、そして自治体でも利用し、歳入の一つとして考え得るのか、市長のお考えをお伺いするものであります。

続きまして、2項目めの観光振興・地域力向上について質問いたします。今月26日の北海道新幹線開業まであと24日、先日の三村知事の定例会見でも、八戸、新青森に続く第3の開業と位置づけ、大きな期待を寄せているとのコメントもありました。八戸、新青森開業に伴うむつ市、下北半島への誘客、そして開業効果については、距離やアク

セスなどの点から、期待していたほどの効果はなかったと考えております。しかし、北海道新幹線開業は、函館を訪れる観光客をターゲットに定め、フェリー大間航路を使って下北半島に足を運んでもらうという効果が期待でき、この第3の開業こそ、むつ市、そして下北半島にとって最大のチャンスであると考えています。

宮下市長も、北海道新幹線開業は下北半島にとってまさに千載一遇の好機と捉え、函館市長とも連携、協力することを約束するなど、精力的に取り組まれております。また、数年来、県そして各種団体と協力し、インバウンドに対して基盤整備にも力を入れており、開業効果とあわせ、平成28年度は観光振興にとって勝負の年となります。

そこで、行政、そして観光業に携わる一部で観光振興対策を行うのではなく、むつ市として市民全体で観光振興に興味を持ち、でき得る範囲で地域力向上に取り組んでいける条例制定2点を含む3点について市長のお考えをお伺いするものであります。

1点目は、早掛沼公園のバリアフリー化についてであります。早掛沼公園は、ご存じのとおり下北一の桜の名所であり、市内だけでなく他の市町村からも多くの花見客が訪れます。また、新幹線開業効果もあり、観光客の増加も見込まれます。その中には、多くの介護施設及び障害者支援施設の皆様も花見に訪れております。しかしながら、公園内の歩道は舗装されておらず、車椅子を必要とする方には非常に厳しい環境となっております。また、公衆トイレにおいても多目的トイレになっているものの、現在の障害者専用駐車場からは高低差が大きく、たどり着くまで困難な道のりとなっております。さらに、一般駐車場からは高低差はないものの舗装されていないため、コンパネを敷いて対応していますが、そのコンパネも年月がたち、大分湾曲しており、こちらもたどり着く

まで厳しい環境となっております。

将来的には、公園内全てをバリアフリー化し、誰でも気兼ねなく、16種類、約380本の桜や500株のチューリップ、400株のツツジを楽しんでほしいという思いはあります。が、まずは車椅子を必要とされる方がトイレの心配をすることなく公園に訪れる環境を早急に整備していただきたく市長に要望いたします。

2点目、3点目は、新しい条例制定の提案となります。全国には、地域活性化やPRのため、地元愛を感じるユニークな条例がたくさんあります。例を挙げますと、鹿児島県志布志市の子ほめ条例では、子供のよいところを見つけて、とにかく褒めてあげるといった条例があります。友情賞や親切賞、あいさつ賞や読書賞など、さまざまな賞を設けて子供を表彰し、子供を褒めて伸ばすことを目的としています。また、和歌山県みなべ町では、みなべ町紀州南高梅使用のおにぎり及び梅干しの普及に関する条例があり、町民の協力をもって、おにぎりをつくる時は紀州南高梅を使用したおにぎりを推奨し、梅の消費拡大、ブランドの確立など、地域の活性化につなげるというものです。

県内では、鶴田町の朝ごはん条例、板柳町のりんごまるかじり条例などがあります。そこで、我がむつ市でも、誇るべき地場産品を普及させる条例と観光振興につなげるべく、市民が彩り、地域力を目指す条例を提案いたします。

まず、醸造酒の普及の促進に関する条例制定について提案いたします。これは、いわゆる乾杯条例となり、醸造酒を地酒と置きかえればもっとわかりやすいかと思えます。むつ市には、本州最北の酒蔵とワイナリーがあり、さらに北に行くと大間町に地ビールもございます。古来よりお酒は祭り事にしろ祝い事にしろ、地域文化と密接に関係しており、特に酒蔵はそのまちのシンボルとされ

ていました。さらに、食文化とも深いかわり合いがあり、ワイナリーができて以降、「むつ市のうまいは日本一！」との相乗効果でむつ市の食文化の幅が広がったのではないのでしょうか。この条例は、むつ市の地場産品である地酒による乾杯を推進し、酒造業その他関連産業の発展をもって地域振興に寄与するとともに、地酒を通して地域の伝統文化への理解と継承の促進、郷土愛の醸成、地域力向上を図ることを目的とします。これは、単に地産地消を推し進める条例ではなく、むつ市を訪れた市外客にも地酒に触れる機会を創出するほか、おもてなしにつながるとも考えています。

以上を踏まえ、地酒で乾杯条例の制定を強く提案いたしますので、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、夜間景観の形成に関する条例制定についてであります。むつ市のアゲハチョウの夜景は、第62回日本観光ポスターコンクールにおいて入賞、また昨年は日本郵便が発行した「日本の夜景シリーズ第1集」のデザインの一つに選ばれ、北海道、東北地方の9カ所の切手の中で唯一2枚組となっているなど、県内外問わず、その美しさが認められ、大きな注目を集めつつあります。

しかしながら、全国の夜景の名所と比較して、夜のアゲハチョウはもとより、釜臥山の夜景の認知度はまだまだ不十分であります。そこで、市民の手で夜景を彩り発信する本条例を提案いたします。

質問の趣旨には、夜間景観の形成とありますが、簡単に申しますと、かまふせパノラマライン開通期間中、例えば20時から21時半まで、釜臥山に面している商業施設及び各家庭の空き部屋の照明を点灯することで、むつ市のアゲハチョウをもっともっと輝かせ、美しいものにし、観光客の誘客につなげようという条例になります。もちろん省エネの時代に人がいない部屋の照明をつけること

は、時代に逆行しているとともに、市民の皆様に負担を負わせてしまうことは重々承知しております。一部屋につき取り付けしている設備にもよりますが、1時間当たり約1円から3円の負担となります。しかし、本条例は強制ではなく、推奨となり、照明を点灯させるほか、例えば雨戸を閉じない、ブラインドをあけておく、カーテンを閉めないなど、おのおのできる範囲で協力できることから市民の理解が得られるのではないかと考えておりますので、本条例の制定に関してご検討いただきたく、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、2項目5点につきお伺いいたします。これで壇上よりの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

財政についてのご質問の1点目、市契約締結案件の市内業者分のうち、市内業者と支店及び営業所の比率につきましては、担当部長から答弁をいたします。

次に、財政についての2点目、クラウドファンディング「FAAVOしもきた」の展望と自治体利用についてお答えいたします。クラウドファンディング「FAAVOしもきた」につきましては、広報むつ1月号の特集「下北がひとつに」の中でご紹介をしておりますが、インターネットを経由して、不特定多数の方から資金の提供や協力を募る手法であります。

クラウドファンディングを掲載したウェブサイトは、現在多数存在しておりますが、その中でも地域を盛り上げるために企画された事業に特化したのがFAAVOであります。FAAVOは、都会に住んでいる地域の出身者が、出身地で企画された事業へインターネットを経由して容易に支援できる場をつくるというような出身地と出身者を

つなぐコンセプトで運営されています。昨年策定した下北圏域定住自立圏共生ビジョンでは、今春をめどに下北5市町村がクラウドファンディング「FAAVO」の運営会社である株式会社サーチフィールドと提携し、下北地域における個人、団体等の申し込み相談窓口であるエリアオーナーとして共同で運営することを掲げております。

具体的には、新しいアイデアや夢を持っている人たちが資金面で諦めることなくチャレンジできるように、市役所や各役場の窓口で企画事業の相談や助言を行い、5市町村で設立する予定の運営協議会で審査を実施し、了承したものは運営会社が準備する「FAAVOしもきた」というFAAVOサイト内のページに掲載し、全国から資金を募集するというものであります。

市役所等が窓口となることで、クラウドファンディング「FAAVOしもきた」が当地域の利用者に使いやすくなり、身近な資金調達手法の一つになるものと考えております。自治体自体の事業についても、このクラウドファンディングで資金調達を行うことができることも大きな特徴であります。

夢はあるけどお金はない、それが理由で夢を諦めてしまう人も多いかもしれません。自治体もそうかもしれません。この「ない」状況を何とかするために、遠方に暮らしている下北の出身者や下北を応援してくださる皆様から「FAAVOしもきた」に温かいご支援をいただき、お金がない現状を打破し、夢のある地域へ変えていきたいという新たなチャレンジの一つであり、夢を持ってどんどん挑戦できる文化を築くことで、気概のある人材を育てたり、熱意やアイデアを持った方を呼び込むことができる地域となることにも期待をしています。

昨年末には、クラウドファンディングセミナーの開催についてご案内申し上げたところ、50名以

上の市民の皆様にご参加いただき、その仕組みなどの理解促進を進めてきております。また、セミナー開催後、複数件の問い合わせと相談を受けているところでありますが、事業がスタートできた際には、「FAAVOしもきた」を認知いただく成功事例とするためにも、支援者の共感を得られるような魅力的な企画となるよう、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

岐阜県での事例ではありますが、700年の伝統ある刃物のまち関市では、70年前に失われた名刀を、少なくなってきた刀鍛冶職人たちが復元奉納するための資金をFAAVOで募りました。その結果、目標金額の8倍、4,500万円余の資金が集まったため、目標額を超えた支援金を適正に運用するための会を結成し、刀剣製作関係の後継者育成や刀剣の補修補助など、支援をいただいた皆様の気持ちを大事にして地域に還元していくとのことであり、このように、今ある地域資源や伝統を大切に、大いに活用して地域を活性化する取り組みにも利用してほしいと考えております。

なお、当市で想定される事業といたしましては、今後の検討となりますが、多くの方々に応援していただけるようなシンボリックな事業に活用できるのではないかと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

観光振興・地域力向上についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 財政についてのご質問の1点目、市契約締結案件の市内業者分のうち、市内企業と市内に支店及び営業所を有する企業の比率についてお答えいたします。

平成26年度における当市の契約締結案件のうち財務部管財課で契約事務を取り扱いしております契約で申し上げますと、市内の支店、営業所を含めた市内業者との契約は、全体で313件となって

おり、うち市内企業との契約は275件で、その比率は件数では87.9%、金額では95.1%となります。内訳といたしまして、工事請負契約では、支店等を含めた契約が73件となっており、うち市内企業との契約は72件で、比率は件数では98.6%、金額では99.6%となります。

次に、業務委託契約では、支店等を含めた契約が109件となっており、うち市内企業との契約は91件で、比率は件数では83.5%、金額では89.6%となります。

次に、賃貸借契約は2件で、ともに市内企業との契約となっております。

最後に、物品購入契約では、支店等を含めた契約が129件となっており、うち市内企業との契約は110件で、比率は件数では85.3%、金額では82.3%となっております。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 観光振興・地域力向上についてのご質問の1点目、早掛沼公園のバリアフリー化についてお答えします。

早掛沼公園は、トイレ2カ所、遊具、ステージ、噴水等を備えた面積約7ヘクタールの都市公園として市民の皆様が親しまれており、桜まつり期間中は3万人を超える花見客でにぎわう公園となっております。

ご質問の多目的トイレと駐車場の区間の整備についてですが、当該園路は砂利道であるため、車椅子使用者の通行が容易ではない状況にありますことから、公園に向かって左側の第1駐車場に新たに障害者用の駐車スペースを設け、多目的トイレまでの移動が容易になるよう園路の補修を行いたいと考えております。

園路の舗装整備につきましては、来年度から着手する緑の基本計画を策定する中で、早掛沼公園も含めたむつ市全体の公園におけるバリアフリー化など、公園整備のあり方について、人口減少と

持続可能な財政運営を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 観光振興・地域力向上についての2点目、醸造酒の普及の促進に関する条例制定についてのご質問にお答えいたします。

地酒のお酒で乾杯する習慣を普及させ消費拡大を図り、地域産業の発展に資することを目的としたいいわゆる乾杯条例と言われているものは、平成25年、京都市が制定したのが最初であり、以降全国の市町村や県へも広がり、県内では黒石市、鯉ヶ沢町が制定しており、現在同様の条例を制定している全国の自治体は、調査したところ、112を数えます。また、制定している自治体は、全国有数の酒所である京都市や会津若松市、ワインの産地で有名な北海道富良野市、焼酎の本場である鹿児島県奄美市など、伝統産業として、また特産品、名産品として著名な地域となっております。

原田議員からのご提案であります。同様のご趣旨で、さきのむつ市議会第222回定例会の一般質問において、大瀧議員より乾杯条例や毎月6日はむつ市の特産品を食す日として条例制定化はどうかのご提案があったところであり、当市にふさわしい条例制定へ向けた検討作業に既に着手しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、観光振興・地域力向上についてのご質問の3点目、夜間景観の形成に関する条例制定についてお答えいたします。釜臥山展望台から望むむつ市街の夜景は、まるで羽を広げたアゲハチョウのように浮かび上がり、広く市民の皆様が親しまれております。このすばらしい夜景を堪能できる釜臥山展望台の年間利用状況は、東日本大震災の影響により、平成23年度に1万9,740人と大きく落ち込んだものの、それ以後はわずかずつではありますが、右肩上がりに推移し、今年度は2万

6,596人となっております。この増加は、夜景観光の推進を図るために実施してきた観光ポスターやプロモーション動画等によるPRのほか、今年度新たに組み込んだ市内の主要宿泊施設と釜臥山展望台を結ぶアゲハスタンプラリーなどの事業効果があらわれているものと思っております。

また、むつ商工会議所が「光の街おこし」と題して夜景にかかわる講演会を開催したほか、アゲハチョウの夜景に係る取り組みを行っておりますし、市民団体のDiscoveryむつprojectが市民の皆様へ声をかけ、明かりを持ち寄り、アゲハチョウをかたどった「スーパームーンと夜のアゲハチョウ」という夜景を意識したイベントなどを開催しております。そのほかにも、市内のさまざまな場面でアゲハチョウ夜景の写真などが見受けられることから、夜景に対する市民の皆様の意識は高まっているものと認識しております。

市民の皆様の協力を得て、夜間に釜臥山を向いている部屋の照明を点灯し、カーテンをあけることを促進するなど盛り込んだ条例の制定についてのご提案ではありますが、全国的に見ますと、金沢市などでは歴史的な町並みや都市空間のライトアップなどを盛り込んだ夜間景観条例を制定し、建築物や区域の制限などさまざまな規制が定められておりますが、夜景そのものについての条例は制定されていないようであります。

著名な夜景は、真っ黒な海や山、そこに広がる光の範囲と濃度が織りなす光景で、その規模が大きく変化に富むことで評価されますが、むつ市の夜景は、まさかを描く地形と主要幹線沿いに形成された町並み、そして展望台の位置や高さなど、さまざまな条件が偶然に一致して、夜にきらめくアゲハチョウとして羽ばたく奇跡の光景であり、むつ市を全国に売り込むための秀逸した観光素材であると自負しております。

市民皆様の協力を得て取り組むことはできるものであると考えますが、個人や企業などに少なからずご負担をおかけするものとなりますし、何よりも防犯上好ましくない状況になりますことなどから、市条例制定にはなじまないものと考えております。

市といたしましては、夜景観光について、今後もPRに努めてまいりますとともに、市民団体などが夜景観光を盛り上げる取り組みを実施する際には連携を図り、協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ご答弁ありがとうございます。

まず、財政に関する1点目については、前回からの再質問の形になりましたが、真摯に対応していただきまして、まことにありがとうございます。

比率に関しては、私のほうから市内企業に、あと何%上げる努力をしてほしいとか、そういった具体的な数字は申しませんが、ぜひともさらなる向上をお願いいたします。

もちろん支店、営業所においても雇用面等で地域にとって大きな存在であることは言うまでもありませんが、市内企業にはこれまでの地元への貢献度といいますか、地域経済がよいときも悪いときも含め、経済面、そして観光面、文化面でむつ市を支え、ともに歩んできたという歴史がございます。例えばむつ商工会議所の会員数のうち地元企業が占める割合は約93%、私も所属しております公益社団法人むつ市観光協会では約92%、そして一般社団法人むつ青年会議所では93%と、会社の事業とはさほど関係なくとも、地域発展のために大きく寄与していることも考慮していただき、市役所各課の職員の皆様にはお願いするとともに、またちょっと組織は違いますが、この場をかりて下北地域広域行政事務組合、下北医療センターの職員の皆様にも同様にお願いしたいと申し

上げまして、この点に関しては再質問はいたしません。

続きまして、2点目のクラウドファンディング「FAAVOしもきた」の展望と自治体利用について再質問いたします。平成28年度のプロジェクトの目標件数とか、あと達成件数の目標数がございましたらお聞かせください。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

現在、来年度早々に「FAAVOしもきた」をスタートできるように内々準備を進めているところでございますけれども、まずは募集する資金の目標額に達する成功事例を生み出せるように、市といたしましても、企画提案者に対する具体的アドバイスや企画の意図や熱意がうまく伝わるような表現にするなどのことについて、的確な助言ができるようにしていくことが重要と考えております。一つの成功事例から、次のチャレンジが生まれてくるものと考えておりますので、初年度はできる限り新たな挑戦を掘り起こしまして、5件以上の成功事例を生み出せるようなことを目標といたしまして、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ぜひとも5件とは言わず、10件、20件達成することをご祈念申し上げます。

また、先ほど市長のほうから自治体利用も少し考えているというお話でしたが、もし具体的にこういうのをやってみようかなという事案がございましたら、ご紹介できるのであれば、ぜひご紹介していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたとおり、今

後の検討とはなりますけれども、多くの方々に応援していただけるようなシンボリック的な事業ということに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。具体の案というところでは、今のところは持ち合わせていないような状況でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） この点に関して、最後の質問となるのですけれども、共生ビジョンの事業計画では、平成31年度まで一応計画されていると思うのですけれども、この4年間は確実に運用し続けるという意味合いですか。

あと、その後どういった方向性を持っているかお聞かせください。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

計画の中では、平成31年度までという計画ではございますけれども、今後の進捗、成功事例等検討してまいりながら、その後の事業展開については検討を加えてまいりたいと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。

続いて、2項目めの観光振興・地域力向上についての再質問をいたします。再質問といたしますか、1点目の早掛沼公園のバリアフリー化については、早急な対応を求めた質問となりましたが、前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひとも来年度の緑の基本計画策定の際は、早掛沼公園、下北圏域のまさしくシンボルとなる公園ですので、バリアフリー化の検討もあわせてお願いいたします。

2点目の醸造酒の普及の促進に関する条例制定について再質問いたします。こちらのほう、むつ市議会第222回定例会で大瀧議員が質問していたということ、ちょっと私わからなくて、大変勉強不足で申しわけありません。



その際から検討はしているというお話を伺ったのですけれども、現在むつ市議会第227回定例会、5回の定例会を終えていまして、大分期間がありますけれども、いつまで検討をし、結論を出すのか、そのスケジュールをお聞かせください。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） ご質問にお答えいたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、日本全国にはさまざまな条例、乾杯条例、地酒であるとか特産品、名産品というものがございます。その中のものを適宜むつ市の特性に一番ふさわしいもの、こういうふうな条例にしたいと思っておりますが、現在来年度新設予定のシティプロモーション推進課で関係団体との意見調整を行いつつ、制定の時期も含めた最終的な結論を得たいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） ありがとうございます。私も少しこの条例に関して調べたところ、やはりこの乾杯条例に関して否決されている自治体さんも結構ありまして、その中の理由としては、例えばお酒を飲めない人はどうするのだとか、あと個人の嗜好については、幾ら罰則や強制が伴わないとしても、自治体が制定することに賛否があるといった理由で否決されているケースが多数あるということも伺っております。そこは、個人の嗜好及び意思を尊重するというような配慮をするというような条例を明記させていただいて、醸造酒だけではなく、「むつ市のうまいは日本一！」と掛け合わせておもてなしをするといった形の条例制定でも構わないと思いますので、ぜひ地場製品の普及に伴う条例制定のほう、お願いしたいと思います。

何より市長は、常日ごろからトップセールスを意識し、先日も大島衆議院議長に下北ワインを贈

呈したのが話題となっておりますが、こういった乾杯条例を制定することによって、市長と同じように市民一人一人がむつ市のセールスマンとなり、市外のお客様へのおもてなしにつながる地場製品の需要拡大のきっかけをつくり出す可能性も大きくあります。そして、何よりこういった条例、予算をかけずに制定できるという面もありますので、ぜひとも制定のほうに向けて前向きな検討をお願いいたします。

続きまして、3 点目の夜間景観の形成に関する条例制定について再質問いたします。私も自分で提案しておきながら、毎日は無理があるだろうとか、防犯上というのは重々承知しておりました。そこで、例えば週末限定にするとか、観光客が多数いらっしゃるであろう週末限定にするとか、月に1度夜景の日を制定して、本条例を制定するという方法での制定の可能性はいかがでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 条件を限った制定ということだと思えますが、例えば今ご質問にありました夜景の日の制定というふうな形で、その中に今みたいなことを組み込むことになるかとは思いますが、制定の方法について、一般社団法人日本記念日協会というものがございまして、こちらのほうに所定の記念日の登録申請をすれば、これはできますというふうな形なのですけれども、あくまでもこれは協会が受理したものに関してのみ登録されるということで、政治的、宗教的、反社会的な要素が強いものや、記念日の登録になじまないなどと協会が判断したもの、名称、日付、由来、目的などが不明確なもの、記念日文化の発展を損なうおそれのあるもの、協会の信用を傷つけるおそれがあるもの、こういうものの既に登録されているものは登録できない。現在、今ご提案のありました夜景の日という部分に関しては、ここに合

致するものではございませんので、登録は可能かと思いますが、登録にはまたこれが費用がまた必要になってきますけれども、その辺も含めて、今のところ市として景観を条例で制定するという事は考えておらないということでご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 記念日、こちら実はちょっと本質問とは関係ないのですけれども、6月2日を「むつの日」に制定しようというグループもむつ市内にはございまして、6月2日「むつの日」、市長の公用車も「62」、前市長からのあれですけれども、ありまして、それは本当に正式な登録が必要で、そういった市内のグループ、今、年に1回「むつの日」を開催して、登録費を集めるよう資金を積み立てして、そういった制定に向かって進んでいるものもあります。ただ、そういった正式な記念日ではなくて、本当のむつ市の内々といえますか、外に対する記念日ではなくて、中で、むつ市の中でそういった記念日といえますか、こういう日はと決めた形での条例ですので、記念日というのにこだわらず、内々の登録日という形でぜひご検討をいただければと思います。

今回のこの条例制定に至った経緯としては、展望台は周辺施設の兼ね合いで、また展望台自体の設備等の制限があつて、現状維持の運営以上は多分見込めないのかなと現状は考えております。また、夜景の光についても、例えばアゲハチョウの外周に新しい街灯を立てて、より外周といえますか、アゲハチョウの輪郭を際立たせるといった方法もあるのですけれども、何分予算的に厳しく、こちら現実的ではない。そんな現状からの提案となりました。

そこで、むつ市として、平成28年度は展望台の老朽化部分の改修も予算に組み込んでいると思うのですけれども、それ以外に夜景普及の施策を実

施する予定はあるのかお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

これまで展望台のほうにパネルの設置をしたり、ポスターのコンクールとかいろいろなことに挑戦してきましたし、タイムラプスによる動画の配信、ユーチューブ等を使った事業の展開、あとはさまざまな昨年度行いましたいろいろな市の観光イベントの中でも、この夜景というものは、先ほども説明いたしましたとおり、秀逸な市の観光素材だと思っておりますので、今年26日に開業いたします北海道新幹線、こちらのほうのイベント等においても、こういうふうな夜景を広く、その先々の場において宣伝してまいりますほか、いろいろな手法、チャンス、こちらのほうでそれぞれやっていきたいと思っております。

施設のほうは施設としてやっておりますが、年間、昨年度で2万6,596名の方々が来場しており、その約1割ぐらいの方が夜の展望台のほうに来ておりますので、そちらのほうでも展示物とか見ておりますので、その口コミ、これによる宣伝効果を期待していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） なかなかちょっと具体的な施策の話はなかったのですけれども、きっと新設されるシティプロモーション推進課のほうで今後ご対応されることをぜひとも期待いたします。

アゲハチョウの夜景は、むつ市にとって大きな観光資源となりますので、ぜひとも新設される課でますますのプロモーションをお願いしたいと思います。

最後に、なぜ夜景は美しいのか。家々にとる光、そして地域を照らす街灯、地域の文化、そして独自性のある建造物によるライトアップ、光源はさまざまなもので構成され、夜景はその地に住

もう人々の暮らしが作り出す光です。そして、今その美しい夜景をつくり出している市民のまちづくりに対する活動、そして人材育成に対する活動がかつてないほどの盛り上がりを見せております。それは、地域の経済活性化、そして観光振興に直結する勢いとなっています。こういった勢いを失速させることなく、ますます加速させるよう官民一体となった施策の総合的な推進をお願いして、むつ市議会第227回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐賀英生議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。14番佐賀英生議員。

（14番 佐賀英生議員登壇）

○14番（佐賀英生） こんにちは。14番、創世むつの佐賀英生でございます。むつ市議会第227回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

あと1週間もしますと、あの多くの犠牲を出しました東日本大震災から5年目を迎えます。平成23年3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島東南東沖130キロメートル、仙台市の東方沖70キロメートルの海底を震源とするモーメント・マグニチュード9の日本周辺における観測史上最大の地震が発生いたしました。震源域は広大で、岩手県沖から

茨城県沖までの南北約500キロ、東西約200キロのおよそ10万平方キロメートルという広さでした。

この地震により、場所によっては波高10メートル以上、最大遡上高40.1メートルにも及ぶ津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらしたことは記憶に新しいと思いません。同時に、福島第一原子力発電所が全電源を喪失、原子炉を冷却できなくなり、1号炉から3号炉まで炉心溶融、メルトダウンが発生し、大量の放射性物質の漏えいを伴う重大な原子力事故にも発展いたしました。改めて自然災害の恐ろしさを痛感させられたものでした。

しかし、5年たって現時点において、いまだ避難先の確保や体制が確立されておらず、避難訓練は毎年行われているのですが、受け入れ先の問題など課題は残っております。かなり確率の高い予知をしている地震学者は、まだ東日本大震災の影響は残っており、モーメント・マグニチュード5以上の地震は来ると断言しております。その一例が、2月17日に起こった東方沖地震で、注意が必要と言っております。一日も早い体制の確立と、私も喉元を過ぎても忘れないように注意を払って過ごしていかなければならないと思っております。

それでは、通告に従いまして、2項目6点につきまして質問させていただきます。

まず、1点目の新体育館について質問いたします。去る2月14日の新聞報道で、日本体育協会は理事会を開き、青森県を2025年の第80回国民体育大会本大会開催申請書の提出順序了解県(内々定)とすることを了承したと報道されました。1977年の第32回あすなろ国体以来の48年ぶりとなる青森県開催が事実上決定したと言っても過言ではないと思えます。県は今後準備委員会を設置して、市町村に対する各種競技の開催地希望調査や選定などを行い、日本体育協会、文部科学省に開催申請

書を提出し、会場視察などを経て開催3年前に正式に決定すると報道されておりました。県は、2014年6月に国体検討懇話会を設け、開催の意義や課題、県独自の国体像を議論しており、去年の8月に本大会の招致にとどまらず、完全国体を期待するとして報告書を知事らに提出しており、努力が報われたと感じられます。

県内には水泳や馬術、ボートなど、8種目で実施可能な施設がありません。三村知事は、財政規律を守りながら、必要なものは整備し、使えるものは使っていく、新しい国体像が議論されているが、他都道府県との連携はテーマとして非常に重要だと述べていると報道されておりますが、私は国体検討懇話会が答申した完全国体を期待するものであります。

当然国民体育大会のために施設をつくるのではなく、つくる予定のある自治体がエントリーし、期待に沿える施設をつくることにより、開催希望地としての資格を満たしているものと確信しております。

国民体育大会とは、広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにと定義し、都道府県持ち周りで毎年開催されております。

国民体育大会は、昭和21年に戦後の荒廃した世の中で、スポーツを復興させ、青少年に希望と喜びを与えるとともに、人々に活気を取り戻してもらおうと、戦災を免れた京阪神地方で第1回大会が始まり、第1回大会から起算し、暦年を基準として回数を重ね、昭和62年に沖縄で開催された第42回大会で一巡しております。

開催地の決め方は、全国を3地域、東地区（北海道、東北、関東）、中地区（北信越、東海、近畿）、西地区（中国、四国、九州）に区分し、さ

らに地域内を3ブロックに分け、地域やブロックで調整し、5年先まで決めております。

国民体育大会が開催されれば、経済効果が見込まれ、観光面に対してもPRできたりと大きなメリットも望めますが、反面デメリットも生じかねません。過去の大会の中で開催地のデメリットとして一番多かったのが自治体の経費です。わざわざ呼びたいがために、予定がない体育館をつくったり、立地条件に合わせるために土地代の高いところに予定地を変えてみたりという事例が出てきております。結果、その後の維持費が予定よりも割高となり、財政を圧迫しているという問題が生じているのです。市民に縁のないスポーツ場を設備したりすると、その後のリピートや稼働率が減少するということも念頭に置かなければならないと考えます。

国民体育大会は、日本国内の大規模なスポーツイベントとしては最も歴史の長いものであると言えます。その意義は、とても大きく深いものだと思っております。老若男女を問わず、広くスポーツに親しみ、健康増進に寄与できる大会として本県の開催は大変喜ばしいことと思っております。いい意味で、まだ少し時間がありますので、国民体育大会もできる施設で、公式試合ができ、観客も動員できるような施設が望まれようかと考えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

第1点目として、国体の公式試合もできるようなつくりにするべきと思うが。第2点目として、国体の競技をむつ市に誘致すべきと思うが。第3点目といたしまして、新体育館予定地へのアクセスのため、大湊方面に道路を通してはどうかを市長にお伺いをいたします。

次に、2項目めの行政改革について質問いたします。人口減少や少子高齢化に伴い、各自治体はさまざまな知恵を出し合い、地域の存続と住民の

福祉向上に心血を注いでいることと思います。国としてもいろいろな施策を通じて人口減少に歯止めをかけるべく、また自治体の存続のために動いていることは理解できますが、なかなかその結果が見えてこないことにじくじたる思いをしております。

地方分権と言われて久しいわけですが、一定の効果は見ておりますが、予定どおりとはなっておらず、地方はますます疲弊していることは承知のことと思います。先般の報道の中でも、人口の地方分散を目指してはいても、結局は中央に人が集まっている現象が見られました。自治体の大小は別として、全国各地にその現象は顕著にあらわれることと推測されます。

人口が減少しますと、必然的に子供の数が減っていき、保育所や学校が閉鎖され活気が失われていきます。働く場所がないとよく言われますが、私は職業に偏りが見られることもあるのではないかと考えている一人でもあります。

以前も一般質問で言わせていただきましたが、下北半島は四方を海に囲まれ、林業も盛んであったときもあり、それなりに農業も行われてきました。1次産業が主体的な場所でもあります。当市に限らず過疎地を含む地方は同じような形態で成り立ってきているのではないのでしょうか。特に漁業については、現在も大なり小なり従事者が多く、生計を成り立たせており、同時に加工業など関連した産業も稼働しております。御多分に漏れず、1次、2次産業に関しては、「産業」という文言が根強く耳に残っていることとともに、ともにやってきたというなかなか表現しづらい部分がありますが、そういう文言でもあります。

文言にこだわり過ぎているわけではありませんが、分庁舎に産業課というものがなくなるという不安が市民の中にあるように感じられます。どのような形になるかはわかりませんが、当分文言が

消えたとしても、その機能は維持されることとは思いますが、携わっている人々は不安を感じております。

3次産業とどこが違うのかと問われれば、違いはありませんし、数字が違うだけのことと言えばそれまでではあります。その地域にあって、また過疎地に至っては、産業と言えば1次産業を指すくらいの比重があらうかと思われま

す。行政改革は必要なことですが、時々において見直しは当然だと思いますが、産業課という文言がなくなりそうだというのは寂しい気もいたします。多くの方々からそういう声を聞いておりますので、分庁舎所在に関連する住民を中心に、市民に理解を得るべきと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

第1点目として、分庁舎を2部門にする理由について。第2点目として、どのような効果を望んでいるのか。第3点としまして、それに伴う人員の配置とメリットとデメリットについて。以上3点について市長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

新体育館についてのご質問の1点目、国体の公式試合もできるようなつくりにするべきと思うがについてであります。

まず、新体育館建設の取り組みにつきましては、今年度基本構想、基本計画の策定を進めており、パブリックコメントを終え、ご意見に対する考え方を整理したうえで策定することとしております。この基本計画案においては、基本的な施設の計画として、競技などを行うアリーナ部門、エントランスホールやロッカールーム、会議室などの共用サービス部門、事務室などの管理部門、防災

備蓄倉庫などの防災関連部門について必要とする諸室を仕様等も含めて示しております。このうちメインアリーナ、サブアリーナの規模の算定においては、想定される各競技の公式大会が開催できるよう公式規格を確認しながら進めております。あわせて、見るスポーツとしての視点にも考慮し、相応の観客席を設置することとしております。したがって、国民体育大会のさまざまな競技の実施が可能な形で整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、国体の競技をむつ市に誘致すべきと思うがについてお答えいたします。先般青森県などが開催要望書を提出していた2025年、第80回国民体育大会の青森県での開催が内々定となったところであります。昭和52年に青森県で開催されたあすなろ国体では、本市においてもバレーボール競技とボート競技が行われ、間近で競技を観戦するとともに、市民の皆様が一体となって選手の皆さんをお迎えしたところであり、スポーツ振興や地域のコミュニティづくりに大きな効果がもたらされたものと思っております。

国民体育大会の開催は、スポーツを通じて地域の活力を生む契機となるとともに、市民の皆様がスポーツに関心を持ち、スポーツ参加のきっかけづくりとなり、当市の課題である健康増進が図られることが期待されます。また、間近にトップアスリートの躍動する姿を見ることにより、子供たちの夢と希望を育み膨らませるきっかけともなります。

さらに、全国からお越しの選手や役員の皆様にむつ市を知っていただく絶好の機会となります。青森県においては、今後国体準備委員会を設置し、市町村に対する各種競技の開催地希望調査や選定などを行うとのこととあります。私といたしましては、当市で国体の競技が開催されることを強く

望むところであり、開催地となれるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、新体育館予定地へのアクセスのために大湊方面に道路を通してはどうかについてお答えいたします。新体育館建設予定地周辺については、青森県が事業主体となり、港湾環境整備を進め、臨港道路などが整備されており、国道338号の旭町及び大平町からアクセスする形となっております。現在さらなるアクセス性向上のため歩道橋の整備を進めているところですが、大平小学校前の国道338号と新体育館建設予定地の北側道路が結ばれることとなります。平成28年度中の完成予定と伺っておりますが、この歩道橋が供用開始されれば、自動車でのアクセスのほか、路線バスを利用したアクセス、また特に子供たちの利用が多い徒歩や自転車でのアクセスが格段に向上するものと考えております。

さらに、今後青森県に対しましては、施設整備全体への協力を求めていくこととしており、自動車でのアクセスにつきましても、その一環として議員ご提案の本件についても相談をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、行政改革についてのご質問についての1点目、分庁舎を2部門にする理由はについてと、2点目のどのような効果を望んでいるのかについては関連がありますので、まとめてお答えいたします。

平成28年度からの分庁舎組織の改編は、従来各庁舎に分散していた産業建設課の機能を集約、強化するもので、その内容としては、各地域の産業、建設分野の施策立案及び実施を本庁舎へ集約し、より強固な推進体制を構築するためのものであります。

具体的には、1つ目として、産業建設課が担務している産業、経済、建設分野の施策部分を予算

執行も含め本庁舎へ集約し、各分野での統一的施策展開に向けた強化を図るとともに、2つ目として、建設中である地方卸売市場大畑町魚市場を除き、分庁舎が所管する81施設の管理運営を本庁舎に移管するものであります。これにより分庁舎業務は地域の皆様とより密着した窓口業務に特化することとなることから、組織的強化を図る意味で、市民福祉課と産業建設課の各種申請相談業務を市民生活課に集約することとし、現行の3課体制を2課体制とする趣旨のものであります。

今全国の自治体が地方創生という荒波の中で生き残り、地域の独自性を保ちつつ、より活力のある持続性のある地域を築いていくため、さまざまな工夫、試み、そして改革を行っております。当市もいち早く人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略を策定し、各地域の特性を生かしつつ人口減に対応すべく持続可能なまちづくりを目指しているわけではありますが、個々具体的な施策を立案し、それを実行していくうえでは、組織的な集約、そして人の集約が不可欠であります。すなわち、現在は各分庁舎に産業建設業務を担当する職員を配置し、各地域の振興を図っておりますが、分庁舎の職員のみで各地域の産業振興を担うには限界があり、1次産業を基盤とする各地域の特色及び課題を持ち寄りながら市全体を見据え、統一した施策方針のもと、各地域ごとの新たな施策展開へと進めることが各地域の活力ある発展へつながるものと判断したものであります。

また、分庁舎所管施設につきましても、公共施設等総合管理計画を策定し、ファシリティマネジメントの理念のもと、今後統廃合を含め、適正な維持管理をしていくこととしておりますので、本庁舎への所管集約が効率的な実施のために欠かせないものと認識したものであります。

本庁舎への施策部門の集約ということにつきましては、県から移管された漁港を本庁舎で管理集

約し、むつ市全体に目を配ることでむつ、川内、脇野沢の3漁協で協力し、福島県磐梯町へ赴き、各地区それぞれの海産物のPRや販路拡大への取り組みができた事例もございます。

分庁舎それぞれで事業展開を図るよりも、本庁舎へ集約することで市全体として新たな産業振興への取り組みが可能となるものと考えておりますし、さらに来年度はシティプロモーション推進課を新設し、あらゆる資源に価値があることを再認識し、景勝地、特産品を磨き上げ、むつ市といえど誰もが知るように、産学官金連携した体制で市の資源をPRし、地域経済を活性化させる体制をつくってまいりますので、本庁舎への施策部門の集約により、これまでより一層各地域の活力ある発展が可能となるものと考えております。

今回の組織の改編で分庁舎の課が減ることにより、将来分庁舎がなくなるのではないかとご心配される方もいらっしゃるかと思いますが、分庁舎はその地域にお住まいの方々さまざまな手続等に來られる身近な庁舎でありますので、将来ともなくするということは想定しておりません。産業建設課がなくなっても、鳥獣対策、除雪対応など相談に応じ、初動態勢をとる職員は残りますので、今後も本庁舎との均衡を保ちつつ、市民の皆様へのサービス低下をすることがないように運営してまいりますと考えております。

次に、人員の配置とメリット及びデメリットについてであります。職員の事務処理能力を向上させるうえで大切なことは、職員の資質の向上と仕事に対するモチベーションを高めることだと考えております。これらを高めるため、国、県、民間団体への研修派遣も拡充し、各種研修も積極的に実施することで、スペシャリスト育成を含めた人材育成にも力を入れてまいります。とりわけモチベーションを高めるためには、業務量に応じた職員配置を行うことが重要であることは論をま

たないものと考えております。

私は、常日ごろから勤務時間外や土、日、休日などに登庁した際、常に職員が勤務している部署があるなど、時間外勤務にばらつきがあることが気になっておりました。業務量が多く職員数が不足していると思われる部署では、新たな発想が生まれづらく、市民の皆様への対応にも時間を要することから、分庁舎を含めた業務量の平準化を図り、そのうえで業務量に応じた適正な配置により、職員が心身ともにリフレッシュできることで、市全域の活力ある発展に向けた新たな発想が生まれ、市民サービスの向上にもつながるものと考えております。

平成27年度当初の職員数は516名で、今年度の退職者等29名が減員となります。一方、新採用者は18名で、来年度はさらに11名の職員が減る中で、多様な行政需要に対応していかなければなりません。さらに、業務量の平準化という視点から申し上げますと、一つの例でしかありませんが、昨年4月から本年1月までの時間外勤務時間数を比較しますと、本庁舎市長部局の職員の1人当たりの平均時間が、分庁舎職員の平均時間の3倍となっており、そのようなデータからも業務量の平準化ということは必須と考えているところであります。したがって、来年度の方庁舎への人員配置については、組織改編による要素と業務量の平準化の要素を勘案しつつ、職員のスペシャリストとしての能力も踏まえ、業務量に応じた適正な配置となるよう指示し、現在人事配置の作業を鋭意進めているところであります。

メリット及びデメリットについてであります。メリットにつきましては先ほども申し上げましたとおり、本庁舎への業務集約による市全域の活力ある発展に向けた取り組みが可能となることであります。

また、デメリットということにつきましては、

市民サービスの低下や緊急時や大規模災害時の対応が考えられるところではありますが、各庁舎の施設所管を本庁に移管しつつ、窓口業務などの市民の皆様へのサービスに対する部分は今までどおり行うこととしておりますし、除雪対応、鳥獣による食害や施設のトラブルなどの初動対応についても、グループや課の垣根を越えて対応することとしております。

また、大規模災害時の対応につきましては、勤務時間及び夜間、土、日、休日時の分庁舎への人材派遣体制を事前に整え、庁舎の垣根を越えて全庁一丸体制を整えることとしておりますことから、市民の皆様へ直接影響するデメリットはないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） 答弁をいただきました。大変丁寧な答弁で感謝をいたします。

まず、新体育館のほうについてですが、1番目の国体、また公式試合等でもできるようにするというは大変前向きな答弁で、また当然今のつくりからすると、そっちに持っていくのが至極当然の話でありまして、大変望むようなお答えでありありがとうございました。ぜひともそのようにしていただきたく存じます。

また、2番目の国体の競技をむつ市に誘致すべきというところでございますが、そのような意見があるということで、これも大変前向きで感謝をいたします。細かくは、月曜日にまた大瀧議員がやろうかと思っておりますので、余りやり過ぎると、また怒られますので、こころにしておきますが。

ほほありがたい回答ばかりで、再質問の数が少なくなるので、ちょっと困るのですが、3番目の体育館へのアクセスの部分なのですが、先般もヒアリングの中で教えていただいた歩道橋ですとか、利用者、どちらかという自転車ですとか、



私としては車のものをちょっと提案したわけですが、やはり線路の関係等々がありまして、なかなかクリアするのが難しいと。すぐということではありませんが、今後において、やはり考えていくべきと思いますが、すぐでなくても、今後についてそういう車両の通りやすいような形、また今のむつ市方面寄りのほうのアクセスのあそこの渋滞を考えることによって、なかなか大変なものがありますので、今後において少し努力して考えていく気はないか、答弁の方、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

新体育館施設への車でのアクセスについてということですが、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、この隣接する道路ですとかあるいは国道338号、これは県の所管の道路でございます。そういった観点から、これから体育館を整備するに当たって、これは市の単独事業ということで今のところ考えておりますけれども、たださはさりながら、これから国体があり、またオリンピックがありと。この使う施設というのは、恐らく下北の方々が使う施設にもなるということもありますので、そういった中で県に協力を仰いでいきたいと思っております。

そうした過程の中で、この道路の議論もさせていただきたいというふうに思っておりますし、私の思いを申し上げれば、これは年間25万人、しもきた克雪ドームも合わせて、それぐらいの方が来るエリアになるということですから、新たな道路ですとかそういった整備も当然今後の検討課題には入っていくというふうに考えています。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） 大変前向きな答弁ありがとうございます。即できるわけでもありませんし、また今後いささかの時間を要しながらという形にな

っていかうかと思っております。また、そうなりますと、いろんな規制緩和等々も、いい意味でも出てこようかと思っておりますので、ぜひとも努力をして、そちらのほうに向けていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続いて行政改革についてでございますが、いろいろと丁寧な細かく答えていただきました。当然そのような形になろうかとは思われますが、まず1点だけ、1点というか、いっぱいありますけれども、1つだけ。2部門という部分で、市民生活課という名称になろうかなという答弁でございました。この中で、ちょっと文言ばかりにこだわって恐縮なのですが、その中で部署、課の中で部、室、いろんな呼び方は別として、「産業」という名前と、それから「福祉」という名前が残っていくのか、その課の中で。そこら辺もちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

佐賀議員のご質問は、新設されます市民生活課の中のグループ分けのグループの名称のことになるかと思っておりますけれども、それにつきましては、今後配置になったその課の中で、そのグループ名等の検討はなされていくことになろうかと思っております。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） 部長にお伺いしますが、そうなりますと、その分庁舎によって、例えば大畑、川内、脇野沢というところで、その課の名前をつくるというか、名称というのは、各分庁舎に任せるといって理解してよろしいのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

当然分庁舎の各課と本庁舎の部、課なり、連携するところがございますので、そちらの本庁の関連する課との協議にもなりますけれども、それぞ

れの課において、そのグループ編成の作業に入るといふことになります。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） はい、わかりました、ありがとうございます。なぜこだわるかという、壇上でも言いましたけれども、本来文言にこだわり過ぎて本質を忘れれば、これ本末転倒になるわけなのですが、やはりどうしても繰り返になります。が、産業という、特に外輪の旧町村部、こだわりがあるわけでございます。それはまだまだ拭き切れないといひますか、まだ残っているといひますか、過去の栄光にすがっているといひるか、余りよろしくない部分もあるわけですが、やはりそういうところのしんしゃくをしていただきたい。即廃止というわけではなくて、廃止といひるか、そのものがなくなるわけではなくて、そこら辺のところもしんしゃくして考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど効果とかメリット、デメリットの部分で市長からお伺ひしましたが、そんなに大きく変わるわけではない。ただ、私が一番懸念するのが、私も携わってきましたが、平成7年から平成9年にあった漁協の統合及び廃合、合併です。その部分に関して進んでいくかのように思われるわけでございます。例えばそのときにどういう形になるかは別といたしましても、先ほど市長が一部おっしゃったスペシャリスト、やはりその地域の出身であり、また携わってきたスペシャリストがいたほうが、それは当然漁協も入ってきます。ただし、各自治体からも選別されて、その方々が来るわけでございまして、やはりそういうスペシャリスト、ある程度プロフェッショナルに近い方が協議に加わって、その地域の1次産業に携わる部分、特に漁業に携わる部分のアドバイスをすることが必要かと思ひますが、その点について。人事配置のことですから、私ども等々は言えませんが、そのス

ペシャリストの育成とともに、そういうことも踏まえながらこの課の統廃合及び、課の統廃合といひますか、この2課にした部分、そしてその産業のグループ分けを考えていくのかどうかを再度お伺ひいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、行革ですとか、あるいは組織改編ですとか、人の配置といひもののその基本的な考え方でありましても、これはやはり時代の要請に応じてやっていかなければいけないものだと思ひます。そういった意味で、例えば今回産業建設課といひことはなくなりますけれども、大畑庁舎の中には大畑町魚市場の整備の部分といひのは、これはまだ残しているわけでありましても。そういった形で時代の要請に応じて、これを変えていかなければいけないといひのが行革、組織、それから人事の基本的な考え方です。

スペシャリストの配置といひことに関して言えば、まさにそれも人の話ですから、その時々に分庁舎のいろいろな課題があるわけですが。それに応じた形で人を配置するといひことは当然のことでありましても、その究極は、やはり各庁舎の所長だと思ひます。この所長は、当然ゼネラリストであると同時に、それぞれの分庁舎がそれぞれのタイミングで持っている特定の課題を解決するためのスペシャリストであるべきだといひふうにお思ひますので、人事上の配置としてはそういう形で考えているといひことは申し上げたいと思ひます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） ありがとうございます。

最後にもう一点だけ。最後のほうに、答弁の中で、やはりどうしてもこれは人員減るのは必至の話であって、その減り幅がどの程度かといひのは、人事のことですから、今後にあるし、また私ども

がとやかく言う筋合いではございませんが、市民サービスの低下という部分、人が足りなくなるといふ部分、これはどうしても否めない。しかし、それを最小限に抑えていただきたいという部分が1つ。

そして、2つ目の災害の部分。災害になった、そうしたときに、なければこれにこしたことはありません。がしかし、あったときに避難誘導させる、またその地域、ブロックごとに人が配置になるというときは、どうしても核となるのが職員の皆さんになるかと思われまふ。また、要らない、言葉はちょっと悪いかもしれまふが、おせっかいな町内会長さんやおせっかいな人たちが横どりして、いい意味でのリーダー的な存在でまとめてもらえることが望ましいわけですが、そういう部分も考えたときに、その人数の適正配置というものを市長は考えておられるのかを再度質問いたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

災害時の職員対応ということではありますが、これは場合分けがまず必要でありまして、勤務時間中の災害対応ということであれば、まず分庁舎の所属職員が初動対応をします。今回人数が減るといふことでありますけれども、こちらは今と同じような形で本庁舎のほうから即時対応するといふことで応援の形ができ上がります。

それから、もう一つが、勤務時間外あるいは土、日、休日の対応でありますけれども、こちらはそれぞれの地区に住んでいる職員がいるわけだ。その居住している職員が各分庁舎にただちに入つて、この災害対応するといふような初動態勢をとるいふことで、これまでもそのようにさせていただいておりますので、今後もそういう対応をさせていただくといふことでありますので、先ほど申し上げましたとおり、その部分でのデメリットは

ほとんどないと認識していただきたいと思いまふ。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） わかりました。極力市民に対してのデメリット、デメリットといふか、マイナス部分がないように努めていただきたいですし、またあわせて一般質問なのですけれども、お願いといひまふか、僕はお願いとかが要望といふ言葉が余り好きではないのですけれども、ぜひとも今回のこの経緯を市民の皆さんに、これこれいふこととなりまふといふことを広くパブリックリレーションズをしていただきたい。なかなか市民の皆さん方は不安に思っている方が、私の周りだけかもしれまふが、多くて、もう「産業」といふ名前が消えてまふといふその恐怖といふか、畏怖の念といひまふか、そんなあれではないのですけれども、そういうのがありますので、ぜひとも広報、またホームページは当然のことだと思ひまふが、そこら辺のところを、今の答弁のとおり、そんな決して変わらないのだよといふことを告知していただきたいと思ひまふ。

以上で終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月5日及び6日は休日のため休会とし、3月7日は工藤祥子議員、大瀧次男議員、中村正志議員、目時睦男議員の一般質問を行います。本日はこれで散会いたします。

午後 2時38分 散会